

第5期中期目標期間 業務実績報告書

【第5期中期目標期間】令和5年度～令和7年度

実績期間 : 令和 5年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで

業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 再開発整備事業 1
 - (2) 住宅騒音防止対策事業 6
 - (3) 移転補償事業 14
 - (4) 緑地造成事業 23

2. 業務運営の効率化に関する事項
 - (1) 業務改善の取組 26
 - (2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化 38

3. 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 40
 - (2) 短期借入金の限度額 45
 - (3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 46
 - (4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 47
 - (5) 剰余金の使途 48

4. その他業務運営に関する重要事項
 - (1) 内部統制の充実・強化 49
 - (2) 情報セキュリティ対策 54
 - (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 57
 - (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 66
 - (5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 69
 - (6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途 70



(1) 再開発整備事業

中期目標・中期計画

【中期目標】

(1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保すること。

また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていくこと。

※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

【指標】

- ・ 定期巡回による全施設月 1 回の点検実施
(前中期目標期間実績※ 全施設月 1 回の点検実施)
 - ・ 全貸借人との情報交換のための面談 年 1 回以上
(前中期目標期間実績※ 全貸借人との面談等 年 1 回以上実施)
- ※前中期目標期間実績：平成 30 年度から令和 3 年度までの実績

<指標の考え方>

- ・ 定期巡回については、施設の不具合や劣化の有無を早期に把握し対処することができることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 全貸借人との情報交換のための面談については、経営状況や施設修繕等の要望の把握により貸付料滞納や急な退去等リスクに備えられることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【中期計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について确实・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保する。

また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていく。

(指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施)

(指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上)



中期目標期間における取組

<老朽化施設の保全>

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音齊合施設については、耐震性能など安全性の観点も踏まえ、弁護士と相談のうえ、立退きを前提とした交渉を進める一方、施設の安全性を確保する観点から今後の対応策の検討を行ってきた。</p> <p>また、当該施設については、定期的な巡回点検等による安全確認を徹底し、適切な保全に取り組みむとともに耐震性及び修繕可能性の調査を行った。</p> <p>【各年度の主な取組】</p> <p>■令和6年度</p> <p>○ 立退きへの交渉を継続しつつ建物の現況を改めて確認したところ、施設の老朽化が顕著である一部建物に関して、早急に対処すべき状態であると判断した。このため、あらためて賃借人との立退き交渉を行ったが、現所在地での強い事業継続意欲及び当該建物の現況を踏まえ、当該建物を建て替える方針を決定した。</p> <p>■令和7年度</p> <p>○ 上半期において、賃借人と具体的な建替方法等について交渉を行ったが、合意に至らなかったため、建替えの方針を含めた見直しが必要となった。</p> <p>このため、既存施設の現状について相互理解を深めることを目的として、10月に建物診断を実施し、3月に診断結果を賃借人に送付した。診断結果を踏まえて、建物の現況に基づき、改めて建替えについての意向確認を行った。</p>	<p>○ これまで、賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも応じてきたところであり、令和3年度には弁護士立会いのもと定期賃貸借契約書(案)を提示して契約期間の終了日を明確に示してきたが、賃借人側の事情により立退きには至らなかった。</p> <p>○ 賃借人の強い事業継続意欲及び施設の安全性についての調査結果を踏まえ、施設を建て替える方針を決定した。</p> <p>○ 建物診断を実施し、その結果を通知したことにより、建物の老朽化の進行状況について、賃借人から一定の理解を得ることができた。</p> <p>早期解決に向けて、令和8年度も引き続き、弁護士を含め、賃借人との交渉等を行っていく。</p>



中期目標期間における取組

＜騒音斉合施設の維持管理、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化＞

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度に新たに策定した「騒音斉合施設全体修繕計画」に基づいた大規模改修工事や修繕を行い、施設の継続的な安全性の確保と適切な維持管理を実施した。 ○ 全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を行うとともに、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を徹底した。 定期巡回時には、外観の目視点検だけでなく、賃借人との面談を行うことで、詳細な施設の稼働状況や不具合箇所の把握にも努めた。 ○ 福岡国際空港株式会社への業務移管を計画している騒音斉合施設のデータベースについて、引き続き保全状況や修繕記録の更新を進めた。 <p>【各年度の主な取組】</p> <p>■令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡国際空港株式会社への承継を見据え、施設老朽化状況の把握の精度を高める必要があることから、業務移管後の期間を含む10年間の修繕計画策定について、外部委託したうえで、大規模施設の建物や設備等の改修時期や各工事の概算額の算出を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修繕計画に基づいた修繕実施により、騒音斉合施設に係る資産価値の維持向上を図ることができた。 ○ 定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを的確に把握し、不具合箇所等の早期発見及び緊急修繕に繋がったことにより、施設の適切な維持管理を実現した。 これらの取組により、指標である「定期巡回による全施設月1回の点検実施」については、すべての年度において達成した。 ○ 物件データベースを適宜更新するとともに、組織内において当該情報の共有化を図ることで、計画的な修繕や緊急的に対応が必要な修繕業務において円滑かつ効率的に処理することができた。 ○ 「騒音斉合施設大井その1修繕計画」を策定したことにより、翌年度以降の精度の高い大規模施設の修繕計画策定が可能となった。

【指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施】

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	回数	達成率	回数	達成率	回数	達成率
定期巡回	12回	100%	12回	100%	12回	100%
緊急巡回	4回	—	9回	—	4回	—

※ 各年度の定期巡回の回数12回は、毎月1回実施。

＜騒音斉合施設の修繕状況＞

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	計画	臨時	計画	臨時	計画	臨時
大型施設(大井地区)	2件	4件	1件	3件	2件	1件
大施設以外	0件	4件	1件	3件	1件	3件



中期目標期間における取組

<事業健全性の確保>

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賃付料の安定的な確保を図るため、全賃借人 27 者と面談を実施し、各賃借人の経営状況についての聞き取りを行った。 ○ 支払遅延に備え、毎月、賃付料の入金確認を行うことで、賃料を納入期限内に確実に回収した。 <p>【各年度の主な取組】</p> <p>■令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国有地使用料の大幅な上昇に伴い、賃付料の増額が必要となった賃借人(6者)に対して、新型コロナウイルス感染症による影響が落ち着いたことを契機に賃付料の増額交渉を行った。 <p>■令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国有地使用料の大幅な上昇に伴い、賃付料の増額が必要となった賃借人(8者)に対して、賃付料の増額交渉を行った。令和5年度から増額交渉してきた1者については、交渉が難航したため法的措置へ移行し、裁判所へ調停の申し立てを行った。法的措置への移行にあたっては、当該措置に伴う影響を総合的に勘案するため事前に調査を委託し、将来的な施設利用の見通しや賃貸需要の動向を把握した上で、リスク評価を踏まえて意思決定を行った。 また、残りの1者については翌年度も継続して増額交渉を行うこととした。 <p>■令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国有地使用料の大幅な上昇に伴い、賃付料の増額が必要となった賃借人(7者)に対して、賃付料の増額交渉を行った。令和6年度から交渉を継続していた1者については、継続して増額交渉を行った。 なお、令和6年度から法的措置に移行した別の1者については、調停を成立させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃借人との面談において経営状況等の把握に努めたことで、賃付料滞納などのリスクに備えることができた。 指標である「全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上」については、すべての年度において達成した。 また、定期的な巡回を実施することにより施設整備・修繕に関する要望を把握し、不具合箇所の改善を実現した。 ○ 定期的な入金確認により、支払遅延の発生を未然に防ぐことができた。 ○ 日頃から賃借人とのコミュニケーションを通じて多様な相談に真摯に応じてきた結果、円滑に手続きを進めることができ、対象6者のうち5者と賃付料の増額の変更契約を締結した。 ○ 日頃から賃借人とのコミュニケーションを通じて多様な相談に真摯に応じてきたことで令和6年度においても、円滑に手続きを進めることができ、対象8者のうち6者と賃付料の増額の変更契約を締結した。 令和5年度から増額交渉してきた1者については、賃借人の経営状況を適切に把握しながら進めたことで、将来的な影響も見据えたりリスク分析を行い、法的措置への移行を決定した。 ○ 賃借人と円滑に交渉を進めることができ、令和6年度からの継続者(1者)も含め、賃付料の増額変更契約7件を締結した。なお、法的措置に移行した1者については調停を成立させたことにより、令和7年2月分の賃料から増額することができ、収益性の確保及び管理事務費の改善につながった。



中期目標期間における取組

取組内容	成果、効果
<p>○ 令和6年度に大井その2（商業施設）賃借人から撤退の届出があったため、新たな賃借人の確保に向け、サウンディング型市場調査を5月に実施した。賃借人退去が令和8年8月末へ変更になったが、引き続き公募準備を進め、令和7年12月に公募を行った。</p>	<p>○ 大井その2（商業施設）は、地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた施設であり、現賃借人撤退後の新たな賃借人確保は重要な課題であった。そのため、地域住民への説明や関係機関との調整、公募手続等を効率的に進めた結果、令和8年3月に優先交渉権者が決定した。</p> <p>この結果、施設が未活用となることを回避できる見通しが立ち、移転補償跡地の有効活用、安定的な賃料収入の確保及び地域活性化に向けた取組を具体的に前進させることができた。</p> <p>基本協定締結を行うとともに、令和8年9月の本契約に向けた協議を進める。</p>

【指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
賃借人	27者	27者	27者
実績 (延べ回数)	27者 (40回)	27者 (50回)	27者 (35回)
達成率	100%	100%	100%

<再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況>

年度	保有施設	うち 空き施設 (年度末現在)	事業収入 (A)		業務支出 (B)		収支率 (B/A)
				回収率	業務支出	借入金償還等支出	
令和5年度	30件	0件	618,041,588円	100%	555,460,626円	3,456,000円	90.4%
令和6年度	30件	0件	622,612,088円	100%	517,919,030円	3,456,000円	83.7%
令和7年度	30件	0件	667,200,588円	100%	645,437,750円	3,456,000円	97.3%

(注) ・事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ（雑収入を除く）
・業務支出：固有事業勘定のすべて



(2) 住宅騒音防止対策事業

中期目標・中期計画

【中期目標】

(2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事に対する助成を行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行うこと。

【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内
(前中期目標期間実績※ 最長処理日数59日)

<指標の考え方>

・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数については、交付申請書類の審査及び検査並びに国への資金請求手続きに必要な日数を勘案したうえで、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【中期計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づく国や関係自治体からの助成を行う事業として次のとおり取り組む。

国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。

さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。

(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)



中期目標期間における取組

<国及び関係自治体との連携>

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○ 事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を毎年開催するとともに、「連絡協議会」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。</p> <p><福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度：R5.4.21 ・ 令和6年度：R6.4.24 ・ 令和7年度：R7.4.25 ・ 参加者：福岡県、福岡市、春日市他 ・ 議題：事業報告、事業計画等 	<p>○ 年度当初に毎年継続して、事業概要・制度、予算等の説明及び質疑応答を行うことで、自治体における事業受付窓口担当者の制度理解が深まり、円滑な事業実施につなげることができた。</p>



中期目標期間における取組

＜事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え＞

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置（補充）を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。また、第4期中期目標期間に引き続き、令和5・6年度においてはマスクケースの配布を実施した。令和7年度においては、新たな取組として大手家電量販店3店舗に制度のお知らせのチラシを設置し、広報活動を強化した。 ○ 福岡市博多区、東区及び大野城市が発行している広報誌に事業案内の記事を掲載した。 ○ 令和5・6年度においては、過去に防音工事を実施した事業対象者に対し、更新の機会を逃さないようダイレクトメール（空調機器更新工事のご案内）を郵送した。 ○ 住宅騒音防止対策事業に関する全ての相談に迅速かつ丁寧に対応した結果、全て解決済みであり、長期にわたる継続案件は発生しなかった。 なお、電話対応に当たってはサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを活用して対応力向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ パンフレットの設置（補充）やチラシを掲示することで、より多くの住民に継続的に制度を周知することができた。 ○ 広報誌を見た住民からの問合せが一定数あり、中には事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があった。 ○ ダイレクトメールの郵送を行った住民からの問合せや申請に加え、世帯の代替わり等のため事業制度を知らない方からの問い合わせもあり多くの事業対象者に制度の認知を図ることができた。 ○ 申請者等からの相談に対し、迅速かつ丁寧な対応に努めるとともに、いただいたご意見を踏まえて、令和5年度は、ダイレクトメールの発送時期を申請期間初期に早めるとともに、広報誌への掲載内容見直し（購入後の申請は補助対象外であることを明記）を行った。 令和6・7年度は、広報誌の掲載内容見直し（空調機器の対象要件を詳細に明記）やUR都市機構との事務調整により、苦情件数は令和4年度の35件から令和5年度21件、令和6年度15件、令和7年度4件と減少し、円滑な事業の実施につなげることができた。相談件数（前期第4期5,136件、今期第5期2,665件）が減少傾向にあることから、一定の周知が図られていると考えられるが、引き続き、積極的な広報活動により、制度の周知を図る。 また、電話対応時に通話内容を録音することにより、相談内容の聞き漏らしやトラブルの未然防止、情報共有による窓口対応力の向上を図ることができた。



中期目標期間における取組

取組内容	成果、効果
<p>【各年度の主な取組】</p> <p>■令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第4期中期目標期間まで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告を廃止し、更に効果的な周知を行うため対象地域を選定したポスティングを実施した（配布：6,018枚）。 ○ 国・福岡県・福岡市・福岡国際空港株式会社が増設滑走路の供用に向けての情報共有等のため立ち上げている連絡会に参加し、意見交換を行った。 <p>■令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の円滑かつ着実な実施及び申請増に向けて、より一層の事業制度の周知を図るため、関係地元団体の担当者を対象に、国（福岡空港事務所）と協力し、丁寧に空港周辺整備機構の事業制度及び申請に係る留意事項の説明と質疑応答を行った。 <p>■令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国へ令和8年度以降の嘱託職員1名増員の要求を行った。 ○ 国が行う地元対策等と協調した情報発信を行うため、意見交換会等の場を通じて情報発信に向けたスケジュールや機構の役割について適宜確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポスティングを実施した住民からの問合せは47件、申請については14件行われるなど一定の効果が得られた。 なお、ポスティングは、機構として初めての試みであったが、対象地域・世帯を選定して配布したことで、より効果的な広報となった。 ○ 連絡会において、福岡空港の現状及び需要を把握するとともに、騒音対策区域の見直しに伴う今後の進め方について関係者間で認識の共有を図ることにより、区域見直しに伴う業務増に備えて、どのような事前準備、取組等を実施しなければならないのか、確認することができた。 ○ 本説明会での申請手続きの簡素化に関する課題やご意見を国に伝えるとともに、当機構における今後の手続きに反映させることで、各種申請手続きを効率的に進める一助となり業務量増への備えにつながった。 ○ 増員要求の結果、令和8年度下半期に嘱託職員1名の増員が認められ、騒音対策区域見直しに伴う業務増に向けた体制整備を図ることができた。 ○ 令和7年度時点では具体的なスケジュール等は示されていないが、国とのコミュニケーションを適時適切に行うことで情報を入手する基盤を構築することができた。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

[参考：自治体広報誌の掲載状況]

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ
博多区	5回	27件	4回	14件	4回	9件
東区	2回		4回		4回	
大野城市	3回		3回		3回	

[参考：更新工事対象者へのダイレクトメールの送付状況]

	令和5年度	令和6年度
送付軒数	79軒	185軒
問合せ	4件	8件
申請	1件	0件

※令和7年度は未実施。

[参考：住宅騒音防止対策事業に関する相談等]

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談	992件	893件	780件
うち感謝	13件	2件	12件
うち苦情	24件	15件	4件

【DMで郵送したチラシ（表面）】

空調機器補助制度のご案内

昭和57年3月30日以前に建てられた住宅にお住まいで、過去に航空機騒音対策として住宅防音工事を実施され、空調機器の更新（買い換え）をご検討の方へ

制度概要（条件）

- 福岡空港周辺の航空機騒音指定区域内で国の制度（空港周辺整備機構）による防音工事や前回の更新工事で設置した空調機器であること。
- 空調機器を設置後、機構が実施した完了検査の日から起算して10年以上経過していること。
- 当該機器に故障や不具合が生じていること。

対象の区域 | 航空機騒音指定区域（国土交通省告示）

事前申請

●必ず事前に申請が必要となり、審査終了後、申請者ご自身による購入となります。機構からの審査結果のお知らせを届ける前に工事をされた場合は対象外となりますので、ご注意ください。

●申請終了後、申込者へ補助金を入金します。

●申請時の居住人数による更新台数の制限があります。

手続きやお問い合わせ等の詳細は裏面をご覧ください。

【DMで郵送したチラシ（裏面）】

住宅騒音防止工事とは

国土交通省告示により指定された航空機騒音指定区域内の住宅で、昭和57年3月30日以前に建てられた住宅で、航空機騒音による被害を防止し、快適な生活環境を確保することを目的として、航空機騒音対策として航空機騒音指定区域内の住宅に防音工事を実施することです。

防音工事や更新工事で設置された空調機器が故障したため、現在ご自分で交換された空調機器や、防音工事の際に、既存のものに代用機として使用していた空調機器が故障している場合も更新工事の補助としての対象となります。（防音工事や更新工事10年以上経過している場合に限り。）

空調機器更新工事費用補助の手続きの流れ

1. 申込み
2. 審査
3. 審査結果通知
4. 購入・設置
5. 完了検査
6. 補助金交付決定
7. 補助金交付
8. 補助金請求
9. 補助金請求

本補助事業は当該年度予算の範囲内で行いますので、受付期間中であっても受付を締め切ることがあります。住宅騒音防止工事が未実施で、ご希望があれば、お問い合わせ下さい。

申込書設置場所

●大野城市（福岡県社会福祉協議会）
●博多区（博多区役所）
●東区（東区役所）
●博多区（博多区役所）
●大野城市（大野城市役所）
●大野城市（大野城市役所）
●大野城市（大野城市役所）

【例年の申込期間】5月頃～12月上旬
当機構ホームページからも申込書等をダウンロードできます。
http://www.oaia.or.jp/bouon/index.html

お問い合わせ先 独立行政法人 空港周辺整備機構

〒812-0013 福岡県博多区博多駅東二丁目17番5号アークビル9階
TEL:092-472-4594 FAX:092-472-4597 E-mail:mimbo@oaia-fuku.jp

【マスクケース（表面）】

使い捨てマスクケース

独立行政法人 空港周辺整備機構は新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を応援します！

この面にマスクの外側を向けて置いてください

【マスクケース（裏面）】

<住宅防音工事を実施された住宅にお住まいの方へ>

～空調機器補助制度のご案内～

福岡空港周辺の航空機騒音指定区域内で国の制度に基づく建物の防音工事（防音サッシの取付等）や前回の更新工事で設置されたエアコン等の空調機器が、10年以上の使用により所要の機能が失われている場合に、新しい空調機器に取替えるための購入設置費用の一部を補助します。

※この補助制度は事前審査制で、審査内容によってはあてられない場合があります。
●申込期間にご注意下さい。

詳しくはホームページをご覧ください。
独立行政法人 空港周辺整備機構 住宅防音事業
http://www.oaia.or.jp/bouon/index.html

独立行政法人 空港周辺整備機構

〒812-0013 福岡県博多区博多駅東二丁目17番5号アークビル9階

■福岡空港周辺整備機構は、福岡空港の周辺地域において、航空機の騒音により生ずる被害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善を図ることを目的としております。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

【大型家電量販店に設置したチラシ（表面）】

空調機器補助制度のご案内

昭和57年3月30日以前に建てられた住宅にお住まいで、過去に航空機騒音対策として住宅防音工事を実施され、空調機器の更新(買い換え)をご検討の方へ

購入設置費用に一定額の補助が受けられます。

制度概要 (条件)

- 福岡空港周辺の航空機騒音指定区域内で国の制度(空港周辺整備機構)による防音工事や前回の更新工事で設置した空調機器であること。
- 空調機器を設置後、機構が実施した完了検査の日から起算して10年以上経過していること。
- 当該機器に故障や不具合が生じていること。

対象の区域 | 航空機騒音指定区域 (国土交通省告示)

およそのエリア	福岡市博多区の一部	福岡市南区の一部	大野城町の一部
春日市の一部	太宰府市の一部	前原町の一部	
志免町の一部			

事前申請

- 必ず事前に申請が必要となり、審査終了後、申請書ご自身による購入となります。機構からの要約結果の告知を受け取る前に工事をされた場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- 申請書提出後、申込書・補助金を入手します。
- 申請中の居住人数による更新台数の制限があります。

※真面目に申請(偽称)も検閲しています。

手続きやお問い合わせ先等の詳細は裏面をご覧ください。

【大型家電量販店に設置したチラシ（裏面）】

手続きについて

防音工事や更新工事で設置された空調機器が故障したため、既に自分で交換された空調機器や、防音工事の際に、既存のものを利用機として使用していた空調機器が故障している場合も対象になります。(防音工事や更新工事後10年以上経過している場合に限りです。)

空調機器更新工事費用補助の手続きの流れ

申請書 | 申請書 | 申請書 | 申請書 | 申請書 | 申請書 | 申請書 | 申請書 | 申請書 | 申請書

申請期間 | 申請期間 | 申請期間 | 申請期間 | 申請期間 | 申請期間 | 申請期間 | 申請期間 | 申請期間 | 申請期間

※対象 (工事履歴の有無) がご自身の確認等については、下記のお問合せ先までお気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先 | 独立行政法人 空港周辺整備機構 (公益財団法人) | 〒812-0013 福岡市博多区博多駅前二丁目7番5号アークビル6階 | TEL:092-472-4594 FAX:092-472-4597 E-mail:cmimbo@boela-fuk.jp



中期目標期間における取組

<事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮>

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○ 補助金交付決定に係る事務処理の効率化を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請受付時 受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封の上返送した。 ・ 交付決定時 進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、処理期間の短縮を図った。 	<p>○ 申請書に不備がある場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の修正に要する負担が軽減されるとともに、担当者においても、再確認時の修正箇所の把握が容易となり、交付決定までの時間が短縮された。</p> <p>さらに、進捗表の活用により、処理状況の共有・管理が可能となったことから、交付申請数事務処理の効率化が図られた。</p> <p>これらの取組により、指標である「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数60日以内」については、すべての年度において達成した。</p>

【指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内】

区分	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	最長処理日数	平均日数	達成率	最長処理日数	平均日数	達成率	最長処理日数	平均日数	達成率
更新工事①	49日	24.0日	100%	36日	18.7日	100%	42日	21.0日	100%
更新工事① (告示日後)	42日	32.0日	100%	23日	16.0日	100%	43日	23.5日	100%
更新工事②	49日	29.9日	100%	44日	23.4日	100%	49日	25.1日	100%
更新工事② (告示日後)	35日	19.8日	100%	41日	22.8日	100%	36日	28.8日	100%
更新工事③	35日	35.4日	100%	44日	30.0日	100%	39日	25.7日	100%
更新工事③ (告示日後)	-日	-日	-%	22日	21.5日	100%	36日	36.0日	100%
更新工事④	37日	33.4日	100%	35日	34.7日	100%	38日	26.0日	100%
合計	最長 49日	平均 31.6日	100%	最長 44日	平均 27.4日	100%	最長 49日	平均 27.3日	100%

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

[参考：申請件数・台数に対する実績]

区 分	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	交付決定	実 績	執行率 (%)	交付決定	実 績	執行率 (%)	交付決定	実 績	執行率 (%)
	件数・台数	件数・台数		件数・台数	件数・台数		件数・台数	件数・台数	
防音工事 (未実施)	0件	0件	0%	0件	0件	0%	0件	0件	0%
防音工事 (告示日後)	0件	0件	0%	0件	0件	0%	0件	0件	0%
更新工事①	28台	28台	100%	25台	25台	100%	20台	20台	100%
更新工事① (告示日後)	3台	3台	100%	4台	4台	100%	4台	4台	100%
更新工事②	73台	73台	100%	57台	57台	100%	73台	73台	100%
更新工事② (告示日後)	6台	6台	100%	12台	12台	100%	15台	15台	100%
更新工事③	42台	42台	100%	28台	28台	100%	40台	40台	100%
更新工事③ (告示日後)	0台	0台	0%	2台	2台	100%	53台	53台	100%
更新工事④	38台	38台	100%	51台	51台	100%	21台	21台	100%
合 計	190台	190台	100%	179台	179台	100%	226台	226台	100%

<事業実施／予算執行状況>

単位：千円

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)
防音工事 (未実施)	1,324	0	0	1,415	0	0	1,759	0	0
防音工事 (告示日後)	2,286	0	0	2,450	0	0	1,903	0	0
更新工事①	6,537	2,448	37.4	5,794	2,216	38.2	5,408	2,438	45.1
更新工事① (告示日後)	1,021	283	27.7	765	449	58.7	737	462	62.7
更新工事②	11,542	6,792	58.8	11,478	5,134	44.7	11,432	8,044	70.4
更新工事② (告示日後)	409	564	137.9	437	1,050	240.3	615	1,624	264.1
更新工事③	817	3,489	427.1	33,451	2,847	8.5	6,884	5,872	85.3
更新工事③ (告示日後)	204	0	0	437	164	37.5	8,236	6,981	84.8
更新工事④	11,338	3,317	29.3	11,915	4,603	38.6	8,481	1,587	18.7
事務費	17,284	12,338	69.1	11,910	6,393	53.6	12,327	6,923	56.2
合 計	52,762	29,231	55.4	80,052	22,858	28.6	57,782	33,931	58.7

(注) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。



(3) 移転補償事業

中期目標・中期計画

【中期目標】

(3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。

【指標】

- ・ 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内
（前中期目標期間実績* 最長処理日数 268 日）

<指標の考え方>

- ・ 申請者や周辺住民との合意形成を図りつつ、着実な事業の進捗のため、必要な調査期間を確保する必要があることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

【中期計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。

地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による効果的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。

- （指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内）



中期目標期間における取組

＜事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各年度、機構が実施する測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。 ○ 申請事案が円滑に進むよう、予め申請者と綿密にスケジュールを調整した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定を集中的に発注し、事務処理の効率化に引き続き取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構発注調査等に伴う申請者との連絡調整や現場立会のほか、申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進めたことにより、効果的かつ効率的な事業運営を実現し、空港周辺住民の生活環境の改善を図ることができた。 なお、各年度の全ての契約、及び土地の所有権移転を当該年度内に完了した。 ○ 個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要なスケジュール管理を徹底し、作業を迅速かつ適切に対応することにより、指標である「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内」については、すべての年度において達成した。

【指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内】

	実績件数	原則 270 日以内	例外物件※	平均処理日数	達成率
令和 5 年度	4 件	4 件	0 件	178 日	100%
令和 6 年度	3 件	3 件	0 件	202 日	100%
令和 7 年度	6 件	6 件	0 件	205 日	100%

※ 例外物件とは財務省との取得協議手続きを必要とする物件であり、相応の日数を要する。

[参考：移転補償事業実施状況]

区 分		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
土 地	件 数	4 件	3 件	6 件
	面 積	782.64 m ²	3,021.56 m ²	4,427.67 m ²
うち 建 物	件 数	3 件	2 件	1 件
借家人	件 数	1 件	0 件	0 件

※ 令和 5 年度及び令和 6 年度の件数、面積には、翌年度への繰越分を含む。



中期目標期間における取組

<事業実施／予算執行状況>

単位：千円

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)
前年度から繰越	—	—	—	48,728	48,728	100%	74,717	74,717	100%
現年度	247,576	205,822	83%	907,233	559,762	62%	1,412,591	1,003,583	71.0%
翌年度へ繰越	48,728	48,728	100%	74,717	74,717	100%	—	—	—
合計	296,304	254,550	86%	1,030,678	683,207	66%	1,487,308	1,078,300	72.5%

※ 管理勘定への繰入れは含まない。

[参考：移転補償実績]

全体面積	対象面積 (※)	S49～R7 買入実績	第5期迄の実績率
144.6ha	142.31ha	90.11ha	63.3%

※H28～R3 九州地方整備局による買入実績を除く。



中期目標期間における取組

＜広報等の実施、計画的な情報発信及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え＞

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡市及び大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ設置している。また、令和6年度においては、2種、3種区域がより見やすくなるよう新しいチラシを作成した。さらに、令和7年度においては、申請手続きがより分かりやすくなるよう内容を整理した新しいチラシを作成した上で、継続した広報活動に取り組んだ。 ○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため横断幕を第4期中期目標期間より継続し設置している。令和5年度は3箇所、令和6年度は4箇所、令和7年度は3箇所の追加設置を行い、さらなる広報活動の強化に取り組んだ。 ○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えて申請件数の平準化を図るため、令和5年度にポスティング用のチラシを作成するとともに、国と調整を行った上で機構独自に土地家屋実態調査を行った。 令和6年度は、令和5年度に実施した土地家屋実態調査で得られたデータを活用し、これまでの広報活動における対象範囲を精査した。その結果、移転補償の対象となり得る土地等が比較的多い地域であった空港北側（箱崎、笹松、社領、吉塚、郷口町、二又瀬等）、及び空港南側（大野城市仲畑）の約100世帯に対し、チラシをより分かりやすい内容に見直した上でポスティングを実施した。 <p>【各年度の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和5年度 ○ 国・福岡県・福岡市・福岡国際空港株式会社が増設滑走路の供用に向けての情報共有等のため立ち上げている連絡会に参加し、意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しいチラシの作成・設置や自治体広報誌への事業案内掲載による継続的な広報活動に加え、広報強化のため横断幕を設置（令和4年度3箇所、令和5年度3箇所、令和6年度4箇所、令和7年度3箇所）した。これらの取組により、広報誌・チラシ・横断幕等を見た方からの問合せがあるなど、広報活動の効果を確認できた。 （申請件数：令和4年度3件、令和5年度7件、令和6年度8件、令和7年度4件） ○ 土地家屋実態調査データを活用して、移転補償の対象となり得る土地等が比較的多い地域を把握し、対象範囲及び対象物件を絞り込みことで、短期間に集中的なポスティングを実施し、移転補償制度の周知を効率的に行うことができた。 ○ 連絡会において、福岡空港の現状及び需要を把握するとともに、騒音対策区域の見直しに伴う今後の進め方について関係者間で認識の共有を図ることにより、区域見直しに伴う業務増に備えて、必要な事前準備や取組等を確認することができた。



中期目標期間における取組

取組内容	成果、効果
<p>【各年度の主な取組】</p> <p>■令和5年度</p> <p>○ 国・福岡県・福岡市・福岡国際空港株式会社が増設滑走路の供用に向けての情報共有等のため立ち上げている連絡会に参加し、意見交換を行った。</p> <p>■令和6年度</p> <p>○ 事業の円滑かつ着実な実施及び申請増に向けて、より一層の事業制度の周知を図るため、関係地元団体の担当者を対象に、国（福岡空港事務所）と協力し、丁寧に空港周辺整備機構の事業制度及び申請に係る留意事項の説明と質疑応答を行った。</p> <p>■令和7年度</p> <p>○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、今後、国が行う地元対策等と協調し国を始めとする関係機関との協議等を実施した上で、移転補償事業に関する広報について、より具体的な施策と施策実行の結果に対応する体制の整備について検討を進めた。</p> <p>○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国へ令和8年度以降の嘱託職員1名増員の要求を行った。</p>	<p>○ 連絡会において、福岡空港の現状及び需要を把握するとともに、騒音対策区域の見直しに伴う今後の進め方について関係者間で認識の共有を図ることにより、区域見直しに伴う業務増に備えて、必要な事前準備や取組等を確認することができた。</p> <p>○ 本説明会での申請手続きの簡素化に関する課題やご意見を国に伝えるとともに、当機構における今後の手続きに反映させたことで、各種申請手続きを効率的に進める一助となり業務量増への備えにつながった。</p> <p>○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増の分析及び大阪航空局ならびに福岡国際空港株式会社への事業承継準備の一環として、令和7年度から大阪航空局との定期的（2ヶ月に一度を目安として）な意見交換を開始した。R7.6、R7.8、R7.10、R7.11、R8.1、R8.3の計6回実施し、現年事業の進捗を始め、事業承継に備えるべく業務増への対応等について意見交換を行った。また、機構廃止を見据え事業承継に向けた課題の洗い出しを国と機構それぞれで行った上で、両者による課題対応の進捗状況確認表を作成し、想定される課題を早期に共有出来る体制を構築した。</p> <p>併せて、意見交換の際に、福岡県・福岡市の広報媒体を活用した新たな広報手段を提案し、実施可能なツール・媒体を含め、対象地域の住民への分かりやすい情報発信のあり方について検討を開始した。</p> <p>○ 増員要求の結果、令和8年度下半期に嘱託職員1名の増員が認められ、騒音対策区域見直しに伴う業務増に向けた体制整備を図ることができた。</p>

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

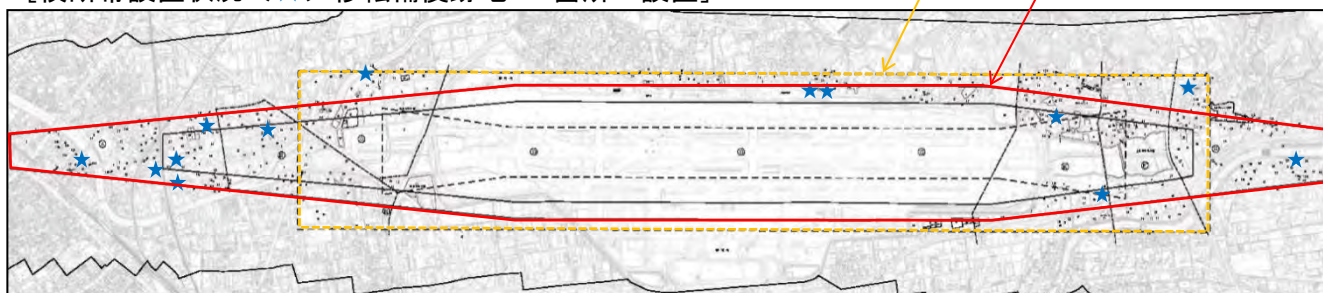


独立行政法人
空港周辺整備機構

[参考：広報誌、チラシ、横断幕、ポスティングによる問合せ等]

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
問合せ等	44件	41件	32件

[横断幕設置状況<★>移転補償跡地13箇所へ設置]



[参考：令和7年度設置3箇所の状況]





中期目標期間における取組

<各種相談への対応及び申請者の利便性の向上>

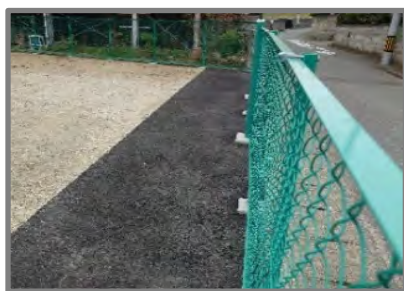
取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者の利便性や理解向上を図るため、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」）の見直しを行うとともに、ホームページについても 閲覧者にとって、より分かりやすい内容となるよう改善し、正確な情報発信に努めた。 ○ 移転補償事業にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、引き続き迅速かつ適切に対応した。特に移転補償希望者には、移転補償手続き（制度説明、書類の作成含む）などの説明を丁寧に対応した。 <p>【各年度の主な取組】</p> <p>■令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5・6年度で実施した土地家屋実態調査において取得した登記簿情報（約6,000件）のデータベース化を行い、移転補償の問合せや相談に対してデータ上での相談地の特定や確認に取り組んだ。 <p>■令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度に引き続き、登記簿情報（約6,000件）のデータベースを用いて、移転補償の問合せや相談に対してデータ上での相談地の特定や確認に取り組んだ。今年度は、相談受付業務のさらなる効率化に向けた検討を行い、相談対応簿の見直しを行うとともに、受付後の課内決裁時の起案様式と統合を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者（相談者）に対して、より分かりやすい内容にすることを目的として「移転補償のしおり」見直し及びそれに付随する「ホームページ」掲載情報の見直しを迅速に行った結果、申請者の誤認識等の未然防止に資することができた。 ○ 移転補償手続きの制度説明や申請手順について丁寧に対応し、毎年説明資料の見直しを行った。 ○ 令和5・6年度で実施した土地家屋実態調査において取得した登記簿情報をデータベース化したことにより、これまで登記事項証明書を持参してもらう等、紙ベースでのやり取りを見直し、データ上での確認を可能にしたことで、相談受付業務の大幅な効率化を図ることができた。 ○ 相談受付業務の効率化に向けて、より迅速かつ正確な受付業務を行うため、相談対応簿の見直し（相談受付に必要となる情報の項目を対応簿内に明確化）を行うとともに、主たる受付担当者が不在時でも受付可能な体制を構築した。あわせて、相談内容や区域判定などの情報を当該対応簿で容易に整理・把握できるよう改善した結果、当該相談の処理（受付が可能か否かの確認等）をより円滑に行うことが可能となった。これにより、業務効率化を図ったとともに、相談者への回答時間短縮にも寄与した。

中期目標期間における取組

<国との連携・地域住民の生活環境改善へ資する取組>

取組内容	成果、効果
<p>【各年度の主な取組】</p> <p>■令和6年度</p> <p>○ 移転補償事業におけるフェンス工事において、国から引き渡し後の跡地管理（除草）の効率化や地域の環境改善に資する取組検討（雑草予防）の要請があった。これについて、買入れた土地の公道沿い部分約2mの範囲へアスファルト舗装を行うことを国へ提案し、令和6年度フェンス工事箇所4箇所のうち2箇所にて防草用アスファルト舗装を施工した。</p> <p>■令和7年度</p> <p>○ 令和6年度に実施した防草用アスファルト舗装について、雑草の生え具合及び公道（歩道）への飛び出し状況を、国（福岡空港事務所）で確認を行った。その結果、草の公道飛び出し抑制効果が高く、また、地元からも好評を得ていることもあり、令和7年度においても引き続き防草用アスファルト舗装を施工することとし、令和7年度フェンス工事箇所3箇所のうち2箇所への防草用アスファルト舗装を施工した。</p>	<p>○ 国からの了承を得た上で、令和6年度現年予算内において追加の設計を行い、令和6年度フェンス工事箇所4箇所のうち2箇所へ防草用アスファルト舗装を施工したことで、翌年度国が行う防草効果等の検証を可能とし、国への引き渡し後の跡地管理（除草）の効率化や、地域の環境改善に資する対策（雑草予防）の検討に貢献できた。</p> <p>○ 令和7年度は、フェンス工事箇所3箇所のうち2箇所への防草用アスファルト舗装を施工し、昨年度に引き続き、国への引き渡し後の跡地管理（除草）上の効率化や、地域の環境改善に資する対策（雑草予防）に寄与できた。</p>

アスファルト施工直後 (R7. 3)



施工半年後の雑草状況 (R7. 9)



【防草用アスファルト舗装・施工状況（月隈一丁目）(R8. 3)】



【防草用アスファルト舗装・施工状況（立花寺二丁目）(R8. 3)】





(4) 緑地造成事業

中期目標・中期計画

【中期目標】

(4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【中期計画】

(4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。

中期目標期間における取組

<事業の実施状況>

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <p>○ 国が移転補償跡地として買収した土地について、国からの委託を受け、地元及び関係機関との調整を行いつつ、各年度計画どおり造成・植栽を着実に実施した。</p>	<p>○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地が持つ騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。</p> <p>令和7年度においては、本緩衝緑地帯の整備の一環として設置する予定であったLED灯の納期が2027年の蛍光灯の廃止に伴い全国的に遅延しており、当年度内に工事完了することが困難な状況であることが判明した。そのため、速やかに委託元である国と協議を行った上で、翌年度（R8.7末）への翌債手続きを行い、当該LED灯の設置についても迅速かつ確実な工事完了を担保することができた。</p>

(注) 福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備している。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として整備を進めている。



中期目標期間における取組

＜事業実施／予算執行状況＞

区 分	予 算			実 績			予算残額 (千円)	執行率	備 考
	件数	面積	金額 (千円)	件数	面積	金額 (千円)			
令和5年度	1	776 m ²	23,281	1	776 m ²	11,527	11,754	49.5%	整備面積の執行率 100%
令和6年度	1	666 m ²	30,178	1	666 m ²	17,661	12,517	58.5%	整備面積の執行率 100%
令和7年度	2	677 m ²	18,535	—	677 m ²	17,120	1,415	92.4%	整備面積の執行率 100%

(注1) 管理勘定への繰入は含まない。

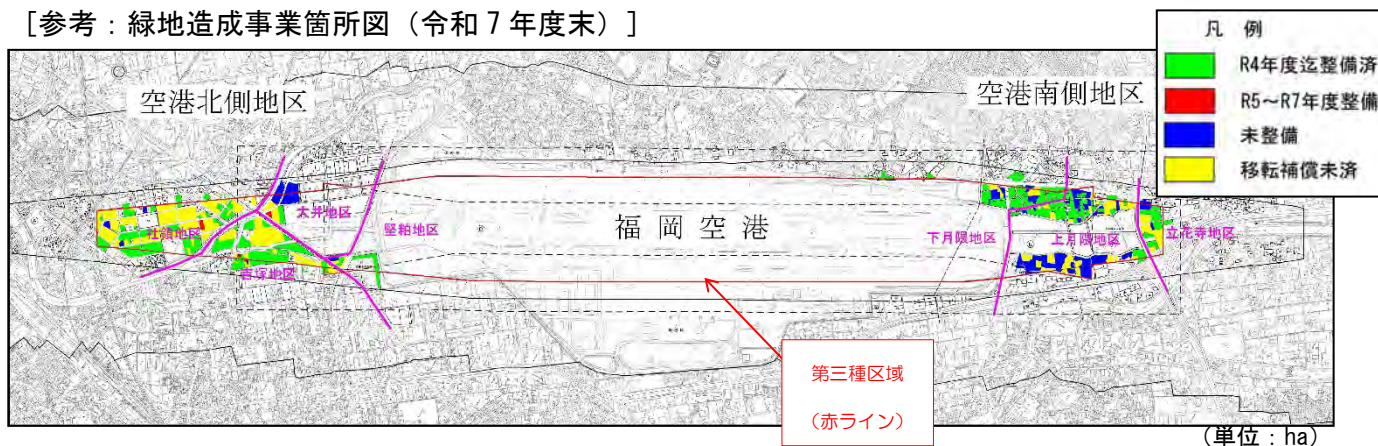
(注2) 令和7年度の実績には、翌年度への繰越分を含む。

＜事務処理の効率化及び確実なスケジュール管理＞

取組内容	成果、効果
<p>【中期目標期間における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地元自治会及び造成した緑地の管理者となる空港事務所との調整を綿密に行い、意見や要望の把握に努めながら、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。 ○ 測量設計業務及び緑地造成工事のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、適切な管理に努めた。 ○ 工事工程の進捗状況の把握を常に行い、スケジュール管理を的確に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施工方法や作業工程等について地域住民や関係機関との調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。 ○ 緩衝緑地帯に植栽する樹木など、設計上の品質・状態を如何に確保するかについて、受注者側と共有するとともに進捗管理を徹底したことで、事業を確実に実施することができた。 ○ 令和7年度は、受注者側と工事工程の進捗状況の共有を密に行った結果、LED灯の納期遅延に伴う翌債手続きや、工事の工期延伸手続き等、迅速かつ確実に実施することができた。なお、来年度においても引き続き、本緩衝緑地帯に植栽する樹木など、設計上の品質・状態を如何に確保するかについて、受注者側と共有するとともに進捗管理を徹底することで、事業を確実に実施する。



[参考：緑地造成事業箇所図（令和7年度末）]



(単位：ha)

移転補償跡地 面積(Q)※	緑地整備面積		合計 (A+B)	進捗率 (令和7年度迄) (A+B)/(Q)	緑地未整備面積 (C)=(Q)-(A+B)
	令和4年度迄(A)	令和5年度~令和7 年度(B)			
27.67	19.57	0.22	19.78	71.3	7.89

※ 移転補償跡地面積(Q)は、令和7年度末時点の移転補償跡地全体面積から、公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

※ 令和7年度緑地整備面積(B)は、令和7年度に主工事が完了していることから、翌年度繰越分も含める。

【緑地整備状況】



整備箇所：福岡市東区 (R7.3)



(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化

中期目標・中期計画

【中期目標】

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

【中期計画】

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

中期目標期間における取組

<業務運営の効率化>

【各年度の主な取組】

■令和7年度

- DXの推進による効率的な事業執行を図るため、理事長を長とするDX推進検討委員会を設置し、組織横断的にDX推進に向けた取組についての検討を行った結果、Microsoft365の導入に伴い利用可能となった生成AI、Teams、Forms等を積極的に活用する方針を早期に決定した。
生成AIの活用にあたっては、情報セキュリティ上のリスク評価を適切に実施した上で、利用ルールを制定し、全役職員が利用できる環境を整備した。
これにより、文書作成や情報整理など日常業務全般において業務効率化が図られた。特に、機構がこれまでの長い歴史の中で培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等について記載した事業の成果（レポート）の作成において、生成AIを活用することで、業務時間の大幅な短縮につながった。
- 機構ホームページの移転補償事業に係る記載内容について、より分かりやすくなるよう見直したことにより、移転補償の対象範囲や条件、補償内容、手続きの流れに関する理解の向上が図られた。あわせて、必要な申請書をホームページに掲載し、申請前に必要な書類や情報を確認できるようにしたことで、利用者の利便性向上にも寄与できた。



中期目標期間における取組

<国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整>

【中期目標期間における取組】

- 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出向元である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。
- 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため、専門職種の職員が組織内の連携の一環として他課の工事における積算業務にアドバイスを行う等、各事業に専門職種の技術力や知見を有効に活用した。

【各年度の主な取組】

- 令和6年度
 - 今後の再開発整備事業の体制強化及び緑地造成事業の見込みも見据えた効率的な組織体制を構築するため、令和7年度以降の地域振興課及び補償課の所掌を見直すとともに、見直し後の事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する専門職（土木職、建築職）の配置に向けて出向元である国及び地方自治体と人事調整を行った。



中期目標期間における取組

＜外部講師等による研修の実施や外部研修への参加（オンライン研修・eラーニングを含む。）＞
【中期目標期間における取組】

- 職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図るため、オンライン・eラーニング・講義形式による研修を実施した（後述の内部研修、内部統制研修、情報セキュリティ研修のとおりに）。また、職員のスキルアップと意識改革を図るため、オンライン・eラーニングを含む各種外部研修への積極的な参加を促した。

〔外部研修〕

- ・ 令和5年度：36 研修
- ・ 令和6年度：26 研修
- ・ 令和7年度：15 研修

【各年度の主な取組】

■ 令和5年度及び6年度

- 新型コロナウイルス感染拡大により普及したオンライン研修への積極的な参加を促した結果、第4期中期目標期間を上回る研修に参加した。また、DX研修など新たな研修にも積極的に参加した。

＜効率的な知識、情報及び技術の承継＞

【中期目標期間における取組】

- 各年度、新たに配属された職員を対象に、新規採用職員研修を実施した。
- 機構内イントラネット掲示板を活用し、各種研修・委員会資料、規程類など利用価値の高い情報を全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへつなげ、業務の質の向上を図った。
また、業務資料として最新版の業務フロー・リスク管理表等を共有し、トップページからワンクリックで常時アクセスできるよう構築しており、業務の利便性を向上させている。なお、この掲示板については逐次内容の更新や改善を行った。

【機構イントラネット掲示板】

独立行政法人空港周辺整備機構 イントラ掲示板 最終更新 2026.03.31

【重要】情報セキュリティの概要版

基本理念
わたしたちは、周辺地域とのコミュニケーションを大切に、地域と空港の共生に貢献します

運営方針
わたしたちは、基本理念を具体化するため、以下の取組を行います

- ・ 国と関係自治体との連携推進のもと、空港周辺地域の航空機騒音により生じる障害の防止及び軽減を図るための事業を推進いたします
- ・ 地域のみなさんの声に耳を傾け、生活環境の改善と周辺地域の発展に努めます
- ・ 法律や規則を遵守し、効率的な業務の運営を行います

独立行政法人空港周辺整備機構

お知らせ

- 【重要】 [コンプライアンス特集](#)
- 【重要】 [勤務制度関連（Q&A含む）](#) R8.1.19
- 【重要】 [内部通報制度/内部通報制度 R8.4.1.pdf](#) 更新R8.3.30
- R7.6.3 [マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について](#)
- R7.5.7 [メンタルヘルス相談窓口について](#)
- R7.4.8 [相談員（セクハラ等）の指名について](#)
- R6.8.3 [公文書管理eラーニング受講のお願い](#)
- R6.5.16 [全国安全週間の実施について](#)

資料等

- [業務フロー・リスク管理表 第1に最新（R8.3.11版）](#)
- [規程類目次](#) 更新R7.3.31
- [各種職員研修資料](#) 更新R6.4.25
- [内部統制委員会および関連資料](#) 更新R8.3.19
- [情報セキュリティ委員会および関連資料](#) 更新R8.3.16
- [リモートデスクトップ関連資料](#) R6.11.7
- [調達等合理化計画ほか入札・契約関連情報（HPへリンク）](#)
- [財務諸表等（HPへリンク）](#)
- [承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表](#) 追加R8.3.31
- [法人文書のデジタル化推進計画](#) 追加R5.5.23
- [法人文書の保存（普及紙・フォルダのルール）](#) 追加R5.7.1
- [作業工程表、デジタル化推進計画、文書管理規程等改定説明会](#) 追加R5.7.13
- [DX推進に向けた取組について](#) 更新R8.3.31
- [生成AIの活用等ルールについて](#) 新規R8.3.31

リンク

- [起案簿（令和7年度）](#)
- [座席表](#) 更新R7.10.1
- [当面のスケジュール](#) 更新R8.3.19
- [データ交換用フォルダ](#) ご自由にお使いください



(1) 業務改善の取組 ②事業費の効率化

中期目標・中期計画

【中期目標】

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で3%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で3%以上に相当する額を削減する。

中期目標期間における取組

<事業費の削減状況>

- 令和5年度から令和7年度においては、旅費予算や消耗品購入の見直しを図ることで、事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要経費を除く。）の予算額は第4期中期目標期間最終年度（令和4年度）比で3.0%減となり、中期計画の「前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で3%以上に相当する額を削減する。」の目標を達成した。

第5期中期目標期間における事業費の推移

(単位：千円)

業名／年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	
事業費	1,014,734	821,698	821,698	1,438,858	1,640,080	1,462,073	2,072,921	
効率化対象	13,974	13,055	13,055	13,011	13,011	13,544	13,544	
内訳	再開発整備	491,307	445,885	445,885	454,140	495,706	505,922	509,296
	効率化対象	1,071	1,071	1,071	1,071	1,071	1,089	1,089
	住宅騒音	43,131	52,762	52,762	99,339	80,052	55,463	57,782
	効率化対象	7,670	7,411	7,411	7,411	7,411	7,926	7,926
	移転補償	455,450	296,304	296,304	856,972	1,030,678	856,972	1,487,308
	効率化対象	4,670	4,010	4,010	3,966	3,966	3,966	3,966
	緑地造成	21,380	23,281	23,281	24,941	30,178	40,250	18,535
	効率化対象	563	563	563	563	563	563	563
業務外支出	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466	
効率化対象	0	0	0	0	0	0	0	
効率化対象実績額	10,682	11,261		10,075		11,008		

対4年度比（増減割合）	▲6.5%	▲6.5%	▲6.8%	▲6.8%	▲3.0%	▲3.0%
-------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

- (注1) 管理勘定への繰入は含まない。
 (注2) 移転補償事業の令和6年度及び令和7年度予算額には前年度からの繰越を含む。
 (注3) 緑地造成事業の予算額には、令和7年度予算から令和8年度予算への繰越を含む。
 (注4) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。
 (注5) 効率化対象実績額は、各事業費に係る所要額計上を必要とする額を除く。
 (注6) 効率化対象が増減割合の比較対象である。



(1) 業務改善の取組 ③一般管理費の効率化

中期目標・中期計画

【中期目標】

③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で9%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で9%以上に相当する額を削減する。

中期目標期間における取組

<一般管理費の削減状況>

- 令和5年度から令和7年度においては、借上宿舎数の予算上限額、書籍購読数、旅費予算の見直しを図ることで、一般管理費（（人件費及び特殊要因による経費を除く。）の予算額は第4期中期目標期間最終年度令和4年度）比で9.0%減となり、中期計画の「前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で9%以上に相当する額を削減する。」の目標を達成した。

第5期中期目標期間における一般管理費の推移

（単位：千円）

事業名／年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
一般管理費	69,349	68,687	68,687	78,472	78,472	68,847	71,836
効率化対象	68,150	67,488	67,488	71,861	71,861	62,016	62,016
効率化対象実績額	59,687	62,383		64,658		56,567	
対4年度比（増減割合）		▲0.9%	▲0.9%	5.5%	5.4%	▲9.0%	▲9.0%

（注1）管理勘定への繰入は含まない。（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。



(1) 業務改善の取組 ④契約の適正化・調達合理化

中期目標・中期計画

【中期目標】

④ 契約の適正化・調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

【中期計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を明確化した会計規程等を遵守し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。



中期目標期間における取組

○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日）に基づき、調達等合理化計画を策定し、同計画に沿った取組を実施している。

1. 「調達等合理化計画」に基づき、第 5 期中期目標期間中に締結した契約の状況

（単位：千円）

契約区分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(64.3%) 9 件	(55.4%) 82,113	(85.7%) 12 件	(93.0%) 103,042	(93.3%) 14 件	(96.8%) 176,651
企画競争・公募	(14.3%) 2 件	(36.7%) 54,351	(0%) 0 件	(0%) 0	(0%) 0 件	(0%) 0
競争性のある契約 （小計）	(78.6%) 11 件	(92.1%) 136,464	(85.7%) 12 件	(93.0%) 103,042	(93.3%) 14 件	(96.8%) 176,651
競争性のない随意契約	(21.4%) 3 件	(7.9%) 11,740	(14.3%) 2 件	(7.0%) 7,784	(6.7%) 1 件	(3.2%) 5,807
合計	(100.0%) 14 件	(100.0%) 148,204	(100.0%) 14 件	(100.0%) 110,826	(100.0%) 15 件	(100.0%) 182,458

2. 競争性のない随意契約の状況

令和 5 年度から令和 7 年度までの競争性のない随意契約は、次のとおり。

- ① 事務所共益費（水道・ガス料金）
 - ② 令和 5 年度 住宅騒音防止工事事務処理システム改修作業
- ※ ②は契約の性質が競争を許さないものとして随意契約を行った。

3. 一者応札・一者応募に係る状況

(1) 「調達等合理化計画」に基づく見直し内容

- ① 施工箇所等の取りまとめ
- ② 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し
- ③ 建設工事の発注における余裕期間制度の活用
- ④ 建設工事における技術者配置要件の緩和
- ⑤ 測量及び設計業務における技術者要件の緩和
- ⑥ 建設業界紙への入札公告情報掲載依頼の改善
- ⑦ 「調達等合理化計画」にない新たな取組
 - ・ 低入札価格調査を行った場合における前払金の支給割合引き下げ措置の見直し
 - ・ 建築及び工作物の工事、設計、調査等に関する契約における契約期間の緩和
 - ・ 少額随意契約の基準価格の見直し



中期目標期間における取組

(2) 競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
令和5年度	1件 / 11件	9.1%
令和6年度	2件 / 12件	16.7%
令和7年度	3件 / 14件	21.4%

(注1) 令和5年度の一者応札・応募の1件は、公募随意契約による役務契約

(注2) 令和6年度の一者応札・応募の2件は、一般競争契約による役務契約

(注3) 令和7年度の一者応札・応募の3件は、一般競争入札による工事及び役務契約

4. 取組内容及びその効果

令和5年度から令和7年度においては、各年度において策定した「調達等合理化計画」に係る取組を着実に実施した。

■ 重点的に取り組む分野

(1) 施工箇所等の取りまとめ

同業種の工事や業務委託等については、発注時期を勘案した上で、施工箇所が複数に点在している関係者に不利益とならない範囲でまとめて発注したことにより合理的な調達実施に取り組んだ。なお、一括発注の判断は、発注課において検討した結果を、入札及び契約事項審査会において確認することにより行った。

実例として、令和5年度に実施した福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務においては、4箇所を取りまとめて入札することで、入札参加者は4者、予定価格2,552千円に対し落札価格2,035千円（落札率79.7%）となった。また、令和6年度に実施した福岡空港周辺における移転補償事業に係る建物調査業務においては、2箇所の施設を取りまとめて入札することで、入札参加者は10者、予定価格4,180千円に対し落札価格2,167千円（落札率51.8%）となった。令和7年度に実施した福岡空港周辺における移転補償事業に係る地積測量図作製等業務においては、7箇所を取りまとめて入札することで、入札参加者は3者、予定価格9,190千円に対し落札価格3,300千円（落札率35.9%）となった。

このような取組の結果、令和5年度から令和7年度全体の取りまとめ件数は、17件となった。

(2) 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し＜入札参加資格要件（ランク）の緩和＞

一般競争入札については、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載し、「入札及び契約事項審査会」において事前点検を行うことで、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。

また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行うことで、競争性の確保に取り組んだ。

主なものとして、令和5年度に実施した福岡空港周辺における移転補償事業に係る地積測量図作製等業務においては、入札参加資格C等級相当であったが、競争性を高めるため、D等級も加えて入札したところ、入札に参加した3者全てがD等級であった。また、令和6年度に実施した福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務においては、入札参加資格B等級相当であったが、競争性を高めるため、A等級も加えて入札したところ、入札参加8者中5者がA



中期目標期間における取組

等級であった。令和7年度に実施した福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務においては、入札参加資格A等級相当であったが、競争性を高めるためB等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した者9者中3者がB等級であった。

このような結果、令和5年度から令和7年度に入札参加資格要件の緩和効果があった案件は、22件となった。

さらに、従前より全ての入札説明書交付申請者に対しアンケートを依頼し、入札参加を見送った者の回答を中心に、入札参加資格要件や公告期間等の適切性を検証し、必要に応じて次回以降の発注時に反映させることとしている。

(3) 建設工事の発注における余裕期間制度の活用

建設工事の発注に当たっては、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、余裕期間制度（※）を積極的に活用し、柔軟な工期の設定等を通じて作業員を確保できるようにした。その結果、一般競争入札で余裕期間制度を適用した案件においては、一者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。

（※） 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度。

当機構では「任意着手方式」を採用し、当機構が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法とした。

(4) 建設工事における技術者配置要件の緩和

他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者を兼務できるようにした。

その結果、一般競争入札により発注した建設工事全てにおいて技術者配置要件の緩和を行い、一者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。

(5) 測量及び設計業務における技術者要件の緩和

緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者のみであった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。

その結果、一般競争入札により発注した緑地造成事業に係る測量及び設計業務全てにおいて技術者要件の緩和を行い、一者応札や入札参加申請者のいない案件はなかった。

(6) 建設業界紙への入札公告情報掲載依頼の改善

これまで建設業界紙の九州地方紙1社のみに行っていた入札公告情報の掲載依頼を、令和5年度から建設業界紙の全国紙2社及び九州地方紙1社に行い、入札公告情報のより一層の周知を図り、競争性の向上に努めた。

その結果、一般競争入札により発注した建設工事の案件においては、一者応札や入札参加者のいない案件はなかった。



中期目標期間における取組

(7) 「調達等合理化計画」にない新たな取組

- ・低入札価格調査を行った場合における前払金の支給割合引き下げ措置の見直し

令和6年度より、前払金請求を認めるものとして公告した入札において、低入札価格調査を行った者を落札者とした場合、その入札金額を予定価格で除した額が10分の4未満の場合には、前払金の請求を認めないとする従前の措置を廃止し、10分の4以上の場合の措置と同一とする(※1)ことにより、積極的な価格競争を促すこととした。

(※1) 前払金の支出割合を、公告時に示した支給割合に2分の1を乗じた割合に引き下げる。

- ・建築及び工作物の工事、設計、調査等に関する契約における契約期間の緩和

また、建築及び構築物の工事、設計、調査等に関する契約について、これまで契約期間は1事業年度以内としていたが、令和11年3月に予定されている機構の廃止に向け、今後騒音斉合施設に係る大規模改修工事が多数実施される予定であるため、当機構の関係規程改正を行い、令和7年度契約から複数年契約方式(※2)を導入し、柔軟な工期設定を可能とした。

(※2) 契約書において、予め複数年に渡る契約期間の始期と終期を定め、終期をもって契約を終了する旨を約定する方式。

- ・少額随意契約の基準価格の見直し

国の予算決算及び会計令の改正により少額随意契約の基準価格が見直されたことを受け、関係規程の改正を速やかに行い、契約事務の一層の適正化及び業務運営の効率化に努めたことにより、契約手続きの簡素化及び迅速化につながった。

なお、令和7年度実績においては、従前一般競争入札の対象であった入札契約案件のうち5件が少額随意契約へ移行しており、事務負担の軽減に寄与した。

■ 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立<該当案件100%点検>

当機構は、契約に際し「入札及び契約事項審査会」を開催している。審査会においては「調達に関する問題点がないか」、「よりよい入札にするための工夫ができないか」、「随意契約によらざるを得ない案件であるか」などについて、点検、確認を行う体制を構築している。

(2) 不祥事の発生 of 未然防止・再発防止のための取組<内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催>

当機構は、理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。

各委員会は年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。

具体的な対応として、コンプライアンスにおいては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。

このような取組の結果、令和5年度から令和7年度において、評価指標に掲げる目標は達成した。



中期目標期間における取組

5. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 「契約監視委員会」を開催し、前年度の契約実績、一般競争入札に付した契約案件、競争性のない随意契約、低入札価格調査、調達等合理化計画の取組内容を含めて報告し点検を受けている。各年度においても、契約監視委員会から特段の意見表示、勧告等はなかった。また、その点検結果については速やかにホームページで公表した。

(2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的に監事のチェックを受けている。
- 監事監査については契約事項に関して特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長へ報告がされている。

【参考】 機構の入札・契約情報 HP ページ <https://www.oeia.or.jp/nyusatu/one.cgi>



(1) 業務改善の取組 ⑤人件費管理の適正化

中期目標・中期計画

【中期目標】

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

【中期計画】

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

中期目標期間における取組

<対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組>

【中期目標期間における取組】

- 従前より、機構俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。
また、各年度「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、国の制度にあわせた見直しを行っており、取組状況をホームページに公表している。

[参考：対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移]

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対国家公務員指数	97.4	99.1	93.6

【各年度の主な取組】

■令和5年度

- ①若年層に重点を置いた俸給月額引き上げ
- ②期末手当及び勤勉手当支給率引き上げ（4.40月分→4.50月分）
- ③60歳に達した職員の俸給月額見直し（7割）
- ④在宅勤務等手当の新設

■令和6年度

- ①30歳台後半までの職員に重点を置いた俸給月額引き上げ
- ②地域手当ほか諸手当の改正
- ③期末手当及び勤勉手当支給率引き上げ（4.50月分→4.60月分）

■令和7年度

- ①俸給月額引き上げ
- ②期末手当及び勤勉手当支給率引き上げ（4.60月分→4.65月分）
- ③自動車等使用者に係る通勤手当の改正



(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

中期目標・中期計画

【中期目標】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。

【中期計画】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。

※ ICT：アイ - シー - ティー [information and communication technology]

情報通信技術。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われている。

中期目標期間における取組

<業務のデジタル化及びシステムの最適化>

【中期目標期間における取組】

- 第5期中期目標における「業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。」を踏まえ、工程・進捗管理を含む法人文書デジタル化推進計画を策定し、機構の廃止までに法人文書をデジタル化できるように取り組んでいる。

また、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）などの文書保存の方法を定め運用しているが、さらに、電子媒体の保存を推進するため、グループウェアのワークフロー機能を用いた電子決裁を行うことができるように規定を定め、システム構築を行い、電子決裁の運用を開始した。

このことにより、テレワーク環境での業務の幅が広がるとともに、決裁行為にかかる時間の短縮や紙の削減など業務の効率化に繋げることができた。

- グループウェア（サイボウズ）、無線 LAN（Wifi）、テレワーク環境（リモートデスクトップ）等の各種 ICT 環境を導入して、業務のデジタル化を図った。

また、資産管理システムのソフトウェア（SKYSEA）等のバージョンアップや各種ソフトウェアのアップデートにより情報システムの最適化を行った。



- WEB 会議システムを活用した打合せ・会議・研修や、組織内でのペーパーレス会議の開催などによりデジタル化を進め、業務の簡素化・効率化を図った。また、これまで整備してきたテレワーク環境を活用した在宅勤務については、令和 6 年度に貸与端末を増台し、より多くの職員がテレワークを実施した。
- 再開発整備事業について、物件データベースを適宜更新するとともに、各職種間（事務職、土木職、建築職等）において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。
- 住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用、住民からの問合せや相談への対応を迅速化し、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図った。
また、機構ホームページから電子版の申請書をダウンロード可能とすることで、紙媒体での申請書配布数を削減し、効率化を図った。

【各年度の主な取組】

- 令和 5 年度
 - 経年に伴いシステムの最適化が必要であった機構で使用する基幹システム（機構ネットワークシステム）用サーバ機器等及び経理システムのシンクライアント PC の更新を行い、OS（オペレーションシステム）や各種ソフトウェアを最新のバージョンに切り替え、情報システムの適切な整備及び管理を確実に実施した。
- 令和 6 年度
 - 令和 5・6 年度で実施した土地家屋実態調査において取得した登記簿データの情報（約 6,000 件）のデータベース化（システム化）を行い、移転補償の問合せや相談に対してデータ上での相談地の特定や確認に取り組んだ。
 - 在宅勤務を原則として機構の貸与端末に限定することに合わせ、在宅勤務環境の充実を図るため、貸与端末を 3 台から 10 台に増台し、より多くの職員がテレワークを実施できる体制を整えた。
 - 資産管理システムや給与システムのソフトウェアのバージョンアップを行うとともに、各種ソフトウェアをアップデートし、情報システムの最適化を図った。
 - 令和 5 年度に策定した工程・進捗管理を含む法人文書デジタル化推進計画に基づき、職員ごとに電子化作業に専念する「電子化の日」を設けるとともに、10 月からは電子化作業に専従する派遣職員による法人文書の電子化にも取り組んだ。
- 令和 7 年度
 - 法人文書デジタル化推進計画に基づき電子化業務委託契約を発注し、図面の電子化を行うなど法人文書のさらなる電子化に取り組んだ。
 - 移転補償事業について、相談受付業務のさらなる効率化に向けた検討を行い、相談対応簿の見直し及び受付後の課内決裁時の起案様式と統合を行った。また、機構ホームページに移転補償申請に係る書式サンプルを新たに掲載し、利用者の利便性向上を図った。
 - Microsoft365 導入に伴い機能が拡充された Teams や新たに利用可能となった生成 AI、Forms 等を活用することより、業務効率化を推進した。



(1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画

【中期目標】

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	4,859
業務収入	1,864
補助金収入	407
受託金収入	2,570
負担金収入	10
長期借入金等収入	—
雑収入	8
繰越金受入	—
支出	4,769
固有事業	1,416
受託事業	2,099
その他事業	208
人件費	830
一般管理費	216

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,853
経常費用	4,853
業務費用	3,804
固有事業	1,496
受託事業	2,100
その他事業	208
一般管理費	1,041
人件費	830
物件費	211
財務費用	8
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	4,872
経常収益	4,872
業務収入	1,864
受託収入	2,570
補助金等収益	438
財務収益	0
雑益	—
臨時利益	—
繰出金・繰入金	—
純利益	19
目的積立金取崩額	—
総利益	19

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	6,183
業務活動による支出	4,772
投資活動による支出	—
財務活動による支出	10
翌年度への繰越金	1,401
資金収入	6,183
業務活動による収入	4,859
業務収入	1,864
受託金収入	2,570
その他の収入	425
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	1,324

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。



中期目標期間における取組

<予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況>

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。
- 収支計画については、賃料交渉による収入増、競争参加資格要件の緩和等による契約差金の発生、余裕金の運用収入の増加といった、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により、各年度ともに年度計画と比較して純利益が大幅に増加した。
- 資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な管理を行った。
特に、令和7年度の資産運用においては、近年のマイナス金利政策解除及び政策金利追加引上げに伴う市場金利の上昇局面を捉えるため、最新の金融市場の動向や債券運用に関する情報収集を積極的に行うべく複数の金融機関と継続的に打合せを重ね、かつ余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、安全性の確保を前提に資産運用方針を見直した。その結果、令和6年度の入札参加者については、令和5年度の銀行3者から証券会社5者を含む計8者に増加し競争性を高めることができたため、令和7年度の資産運用においては、市場金利を大きく上回り、かつ前年度比400%となる運用益を得ることができた。その結果、独立行政法人空港周辺整備機構発足以来、過去最高の運用益の達成となった。
- 資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受けており、適切な管理に取り組んだ。



中期目標期間における取組

第5期中期計画における予算・収支計画・資金計画の進捗状況

〔予算〕

[百万円]

区 分	本中期目標 計画額	本中期目標 実績額	進捗状況
収 入	4,859	4,603	95%
業務収入(再開発整備)	1,864	1,908	102%
補助金収入等(民家防音)	417	286	69%
受託金収入(移転補償・緑地)	2,570	2,373	92%
長期借入金等収入	—	—	—
雑収入	8	36	450%
繰入金受入	—	—	—
支 出	4,769	4,399	92%
固有事業(再開発整備)	1,416	1,396	99%
受託事業(移転補償・緑地)	2,099	1,923	92%
その他事業(民家防音)	208	86	41%
人件費	830	808	97%
一般管理費	216	186	86%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。



中期目標期間における取組

第5期中期計画における予算・収支計画・資金計画の進捗状況

[収支計画]

[百万円]

区 分	本中期目標 計画額	本中期目標 実績額	進捗状況
(費用の部)			
経常費用	4,853	2,679	55%
業務費用	3,804	2,105	55%
固有事業(再開発整備)	1,496	1,612	108%
受託事業(移転補償・緑地)	2,100	321	15%
その他事業(民家防音)	208	171	82%
一般管理費	1,041	566	54%
人件費	830	396	48%
物件費	211	169	80%
財務費用	8	8	100%
雑 損	—	—	—
臨時損失	0	0	0
(収益の部)			
経常収益	4,872	2,838	58%
業務収入(再開発整備)	1,864	1,921	103%
受託収入(移転補償・緑地)	2,570	579	23%
補助金等収益(民家防音・再開発整備)	438	307	70%
財務収益	0	17	—
雑 益	—	15	—
臨時利益	—	1	—
純利益	19	160	842%
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益	19	160	842%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標期間における取組

第5期中期計画における予算・収支計画・資金計画の進捗状況

[資金計画]

[百万円]

区 分	本中期目標 計画額	本中期目標 実績額	進捗状況
資金支出	6,183	11,893	192%
業務活動による支出	4,772	4,376	92%
投資活動による支出	—	6,006	—
財務活動による支出	10	19	190%
次期繰越金	1,401	1,493	107%
資金収入	6,183	11,893	192%
業務活動による収入	4,859	4,600	95%
業務収入(再開発整備)	1,864	1,912	103%
受託金収入(移転補償・緑地)	2,570	2,363	92%
その他の収入(民家防音等)	425	325	76%
投資活動による収入	—	6,000	—
財務活動による収入	—	—	—
前期よりの繰越金	1,324	1,293	98%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。



(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画

【中期計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400 百万円とする。

中期目標期間における取組

該当なし。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

中期目標・中期計画

【中期計画】
該当なし。

中期目標期間における取組

該当なし。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期目標・中期計画

【中期計画】
該当なし。

中期目標期間における取組

該当なし。



(5) 剰余金の使途

中期目標・中期計画

【中期計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

中期目標期間における取組

令和5年度から令和7年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。



(1) 内部統制の充実・強化

中期目標・中期計画

【中期目標】

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。

【中期計画】

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う、PDCAサイクルを実行していく。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。

中期目標期間における取組

- 平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年に内部統制基本方針を改正し、内部統制においては、当機構の役員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していく旨、目的の明確化を図っている。第5期中期目標期間においても、理事長によるリーダーシップの下、引き続き内部統制システムに基づいた取組や研修等を実施し、内部統制委員会による取組状況の総括などPDCAサイクルを適切に実行した。

<内部統制の運用（内部統制委員会の開催）>

【中期目標期間における取組】

- 理事長を委員長とする内部統制委員会を開催し、内部統制の推進に関する取組について審議、決定した。

〔審議、報告事項等〕

- 4月に当該年度の取組方針（1. 内部統制に関する研修会の開催、2. コンプライアンスについて、3. リスク管理について、4. 内部監査の実施、5. 情報セキュリティ対策、6. 職員研修の開催、7. その他（年度計画の取組））について審議決定。
- 10月に当該年度の取組状況について中間報告。
- 3月に当該年度の取組結果についての報告。



中期目標期間における取組

<コンプライアンスの推進（コンプライアンス委員会の開催）>

【中期目標期間における取組】

- 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について審議、決定した。

〔審議、報告事項等〕

- 5月に内部統制委員会の方針を踏まえ、当該年度の取組方針を決定。
- 10月に上半期の取組状況についての報告、コンプライアンス理解度チェックの集計結果報告及びコンプライアンス違反事例の職員間自由討論の結果等を報告。
- 3月に当該年度の取組結果についての報告。

〔主な活動〕

- 全職員を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、認識強化を図った。
- コンプライアンス違反事例を議題とした職員間での自由討論を実施した。討論の場では活発な意見交換が行われ、意識啓発の機会とすることができた。
- コンプライアンス研修を全役職員に実施し、基本理念及び運営方針、公務員倫理や発注事務の綱紀保持の説明を改めて行い、研修終了後に公務員倫理の動画を視聴し、セルフチェックシートにより自己学習をさせ、意識啓発を図った。
- 2箇月ごとに公務員等のコンプライアンス違反事例を全役職員（非常勤職員を含む。）に周知することで、意識の向上及び注意喚起を図った。
- 全職員（非常勤職員を含む。）を対象に外部の専門業者によるストレスチェックを実施した。機構では、労働安全衛生法上の実施を義務づけられた職場ではないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、機構として相談窓口を紹介するとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につながるよう努めた。
- 職員の士気を高め、風通しのよい職場環境づくりのため、理事長が若年層職員とのダイレクトコミュニケーションを主催し、役員の経験談や忌憚のない意見交換を行った。

【各年度の主な取組】

■令和6年度

- 全職員（非常勤職員を含む。）を対象にメッセージでハラスメント相談窓口（内部及び外部）を紹介するとともにポスターを作成し啓発を行った。
- コンプライアンス研修において、理事長から全役職員に向けて機構の基本理念及び運営方針について説明を行うことで機構職員としての責務の浸透を図った。また、発注事務の綱紀保持については公正取引委員会九州事務所により「独占禁止法と入札談合等関与行為防止法」の講義を行っていただくなどコンプライアンス研修のさらなる充実を図った。
- 職員による不祥事が発生した際に誤解や不信を招かないよう、迅速かつ適切に対応するため、「不祥事発生対応マニュアル」を策定し、全職員（非常勤職員を含む。）に周知した。
- 役職員の法令遵守を一層推進するため、通報対応体制の整備及び通報者等の保護の観点から、内部通報制度の見直しを行った。

■令和7年度

- 全役職員（非常勤職員を含む。）に内部通報制度に係る通報窓口をお知らせするとともに、公益通報ハンドブックをイントラ掲示板に掲載して紹介した。
- コンプライアンス上問題がある状況に対して、職員が安心して報告ができるよう、通報者のプライバシーの保持や通報窓口の独立性が担保される社外通報窓口の設置の検討を行い、翌年度に窓口を設置することとした。



中期目標期間における取組

<適切なリスク管理（リスク管理委員会の開催）>

【中期目標期間における取組】

- 審議役を委員長とするリスク管理委員会を開催し、機構のリスク管理のための取組について審議、決定した。

〔審議、報告事項等〕

- 5月に内部統制委員会の方針を踏まえ、当該年度の取組方針を決定。
- 10月に、上半期の取組状況について中間報告、リスク管理表の見直し等について審議。
- 3月に当該年度の取組結果についての報告。

〔主な活動〕

- 安全運転研修を実施し、業務上及びプライベートでの自動車や自転車の運転について安全意識の向上を図った。
- クレーム対応研修（動画の視聴及びアンケート）を実施し、職員（非常勤職員を含む。）の苦情対応能力の向上を図った。
- 随時及び定期的にリスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行うとともに、新たに顕在化したリスク等に対しても評価を行い、リスク管理表及び業務フローチャートの新規追加を行った。

【各年度の主な取組】

■令和5年度

- 審議役による職員（非常勤職員を含む。）に対するダイレクトトークを実施した。職員と率直な意見交換の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めた。
- 内部監査や独法セキュリティ監査の指摘により顕在化したリスクに対して評価を行い、リスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行った。

■令和6年度

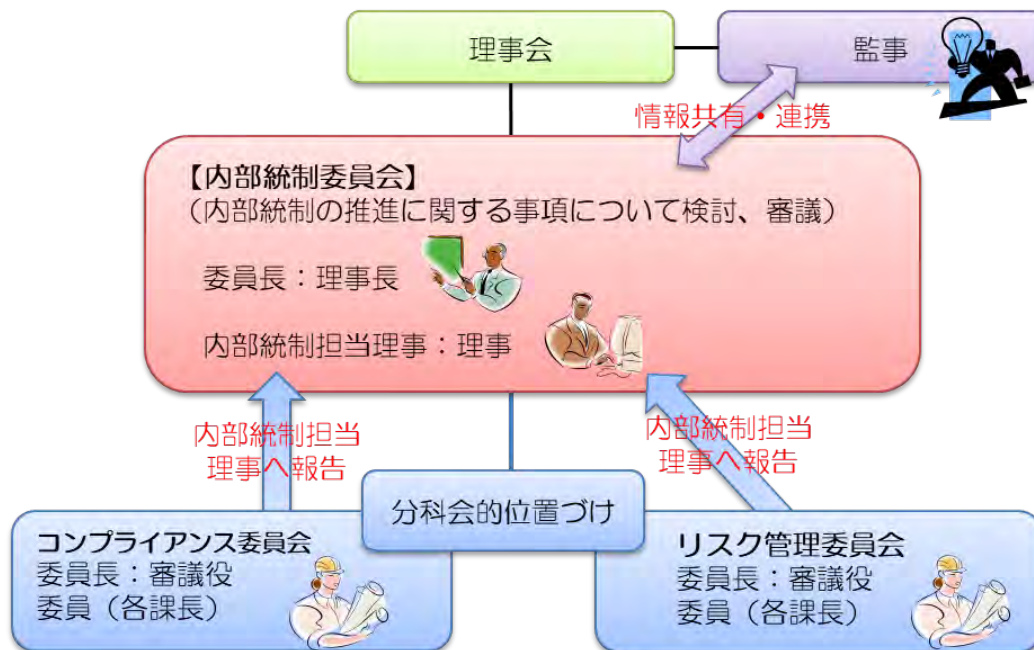
- 審議役による職員（非常勤職員を含む。）に対するオフィス改革フリートーキングを実施した。係長以下の職員と率直な意見交換の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めた。
- 新たに顕在化したリスクや監事監査及び内部監査での提言等を踏まえ、リスク管理表及び業務フローチャートの追加や見直しを行った。

■令和7年度

- 大規模災害等の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、災害対応マニュアルに基づき安否確認訓練を実施した。
- 審議役から全職員に対し業務改善・職場環境改善提案週間を実施した。職員から率直な意見を募集する機会を設けることで風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めた。また、意見については審議役がフォローアップを行った。
- 大規模災害等の発生時においても適切な業務執行を確保できるよう、優先すべき業務を定めた「業務継続計画」を策定した。



[参考：内部統制推進の組織体制図]



<業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）>

【中期目標期間における取組】

- 6月に内部評価委員会を開催し、前年度の事業実績に対する内部評価を行った。
- 11月に第2回内部評価委員会を開催し、当該年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。

<職員研修の実施>

【中期目標期間における取組】

- 各種内部統制に係る研修を実施し、職員（非常勤職員を含む。）のスキルアップと意識改革を図った。
研修の実施に当たっては、講義形式による研修のほか、オンライン研修やeラーニング研修も実施した。

〔研修実績〕

- ・ 令和5年度：9研修
- ・ 令和6年度：10研修
- ・ 令和7年度：10研修

【各年度の主な取組】

■令和6年度

- 職員から開催希望が多かったメンタルヘルス研修を初めて開催した。ストレスをためずにうまく発散する具体的な方法などを講義・グループワーク形式で実施した。



中期目標期間における取組

<機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有>

【中期目標期間における取組】

- 業務運営の方針等、重要事項について審議・決定する理事会に職員もオブザーバーとして参加した。
また、毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）及び課ごとの業務報告では、事業の進捗状況や懸案事項について役員との意見交換等を行い、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図った。
理事会や役員懇談会で示された方針は、各課長が課内ミーティング等により全職員に周知した。
このように、理事長のリーダーシップのもと、機構の方針が確実に全職員に伝達され、また、職員から役員へ必要な情報が伝達される仕組みを着実に運用した。

<内部監査の実施>

【中期目標期間における取組】

- 内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成した。また、事前に監事監査との連携について確認するとともに、関連書籍・資料の活用などにより、監査スキル向上に努めた。
- 点検事項等については、数回にわたり協議を重ねて重点項目を決定して監査を実施した。監査において提案があった事項については、改善に向けた具体的な対応を検討の上、規程類の改正などを実施した。

【各年度の主な取組】

- ・ 令和5年度：監査実施日 R5.11.7
重点項目 文書管理
- ・ 令和6年度：監査実施日 R6.11.7
重点項目 勤務時間管理
- ・ 令和7年度：監査実施日 R7.11.14
重点項目 住宅騒音防止対策事業、移転補償事業

<監事監査、会計監査人による監査の実施>

【中期目標期間における取組】

- 監事による決算等監事監査を6月に、期中監査を11月～12月に受けている。監査においては通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査が行われた。
なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取組を実施した。
- 会計監査人による期末監査を5月に、期中監査を毎年11～12月及び2月に受けている。



(2) 情報セキュリティ対策

中期目標・中期計画

【中期目標】

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に基づいて定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、保有する個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を推進すること。

【中期計画】

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

中期目標期間における取組

<機構における情報セキュリティ対策等に関する取組>

【中期目標期間における取組】

- 理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を開催し、機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針の決定や、取組状況等を報告するとともに、情報セキュリティポリシー等の見直しについて審議した。
 - ・令和5年度：3回
 - ・令和6年度：3回
 - ・令和7年度：3回
- 情報セキュリティポリシーに基づき、「情報セキュリティに関する自己点検」を実施した。なお、一部理解ができていないと思われる点については、情報セキュリティ責任者から指導を行う等、改めて周知を図り、翌年度の情報セキュリティ研修の内容に盛り込むことで情報セキュリティ対策の向上に努めた。
- 情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報（脆弱性対策等）を新規採用職員研修のほか、長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。
- 各情報システムにおいて、セキュリティ水準の維持の手順に基づく自己点検を実施し、セキュリティ対策の改善を図った。また、IT資産管理システムのバージョンアップ及びダッシュボード機能のインストール、サーバ機器等及び経理システムのシンクライアントPCの更新、給与システムのソフトウェア及びライセンスの更新等の技術的なセキュリティ対策を講じた。



中期目標期間における取組

- 令和5・6年度において、全役職員（非常勤職員を含む。）及び業務用アドレスに対し、標的型メール攻撃訓練を実施した。標的型メール攻撃訓練は、職員一人ひとりの“免疫力”をつけるとともに、訓練実施後に「このメールを不審と思う点」及び「不審メール受信時の対応」を教育することにより、より理解を深めてもらうことができた。
- 情報セキュリティインシデント発生を想定した対処手順の確認訓練に加え、情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の運用可能性の確認訓練を実施し、情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の行動手順に沿った職員それぞれの役割に応じた所要の対応について、実践的な検証を行った。この訓練を実施することにより、危機的事象発生時に情報システムの運用を継続させるために必要な行動手順を確認するとともに、訓練結果を踏まえて計画改定を行うなど見直しを図った。また、インシデント対処時におけるCSIRT内での対応手順の確認や各課からのインシデント報告書様式の改定等、事象発生時における適切かつ迅速な対応に向けた改善にも取り組んだ。

【各年度の主な取組】

■令和5年度

- 令和5年7月「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が改正されたことに加え、パスワードポリシー等NISC監査の指摘事項に対応する措置を講じる必要性から、同年10月に独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー及び関係規程の改訂を行った。なお、改訂後には職員が理解しやすいように概要版も更新し、情報の共有を図った。

■令和6年度

- 令和6年6月実施の監事監査において、「テレワーク実施時の情報セキュリティ強化を検討した方がよい」という提言を踏まえ、在宅勤務は原則、機構の貸与端末に限定し、テレワーク実施時における情報セキュリティ対策を徹底した。
- 令和5年度国土交通省情報セキュリティポリシー改正を反映させるとともに、①NISC監査のフォローアップ調査や②監事監査で提言等のあった、①パスワードポリシー強化や②テレワーク実施時における情報セキュリティ強化について対応するため、令和6年10月に独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー及び関係規程の改訂を行った。

■令和7年度

- Windows10のサポート終了に伴う情報セキュリティ対策のため、Windows11に更新した。
- Office2019のサポート終了(10/14)に伴う情報セキュリティ対策のため、Microsoft365を導入した。
- 情報セキュリティアドバイザーを講師とし、情報セキュリティインシデント発生を想定した対処手順の確認訓練を実施した。また、機構情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の運用可能性の確認訓練も実施した。これに伴い、運用継続計画を見直したほか、機構ネットワークシステムのバックアップ頻度を半年に1回から1か月に1回に改めることとした。
- 生成AIの利活用ルールを策定し、全役職員の業務の効率化に向けた利活用を開始した。



中期目標期間における取組

【研修】

- 新規採用職員研修時、特に職員の認識が薄い「情報の格付及び取扱制限」について、教育を行った。
- 機構情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策に関する知識の付与及び意識向上を目的として、情報セキュリティアドバイザーによる集合研修を実施するとともに、オンライン研修も併用し、全役職員（非常勤職員を含む。）を対象に実施した。なお、当日受講できなかった役職員は録画した動画を視聴させた。
- 情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図るため、NCO が開催する CSIRT 研修の他に国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の開催する実践的サイバー防御演習（CYDER）を受講するなどサイバー攻撃に対する備えを行った。
- 個人情報保護についても、国等が開催する研修会に積極的に参加し、情報収集を行い適正かつ円滑な運用を行った。

【監査】

- 各年度、情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、担当者へのヒアリング）を実施し、PDCA サイクルの運用向上を図った。
- NCO が主催する情報セキュリティ監査を対象としたオンライン研修へ参加した。また、機構が契約している情報セキュリティアドバイザーを講師とする内部監査員研修を実施し、監査員の知識向上に努めた。
- 個人情報の保護の適切な管理への取組を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る監査を実施した。

【各年度の主な取組】

■令和7年度

- NCO から委託を受けた独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行っている独立行政法人監査（ペネトレーションテスト・マネジメント監査）を受け、監査結果の通知のあったペネトレーションテストについては、改善計画策定に向けて検討を進めるとともに指摘事項への改善に取り組んでいる。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画

【中期目標】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。

中期目標期間における取組

① 国及び関係自治体との連携

＜連絡協議会等の開催状況＞

- 空港周辺対策事業を円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を年2回開催し、意見交換や事業の実績、実施状況等の説明を行うなど、関係機関との意思疎通と連携の強化を図っている。

【参考】連絡協議会幹事会開催状況及び予定

	開催日	主な議題・報告事項
令和5年度	R5. 8. 31	①令和4事業年度事業実績 ②令和5事業年度事業実施状況 ③令和6事業年度予算概算要求 ④その他(第4期中期目標期間業務実績報告、令和4年度事業実績報告等)
	R6. 3. 22 (書面開催)	①令和5事業年度事業実施状況 ②令和6年度計画(案) ③令和6事業年度予算実施計画(案)
令和6年度	R6. 8. 28	①令和5事業年度事業実績 ②令和6事業年度事業実施状況 ③令和7事業年度予算概算要求 ④その他(令和5年度業務実績報告等)
	R7. 3. 21 (書面開催)	①令和6事業年度事業実施状況 ②令和7年度計画(案) ③令和7事業年度予算実施計画(案)
令和7年度	R7. 8. 28 (書面開催)	①令和6事業年度事業実績 ②令和7事業年度事業実施状況 ③令和8事業年度予算概算要求 ④その他(令和6年度事業実績報告等)
	R8. 3. 23 (書面開催)	①令和7事業年度事業実施状況 ②第5期中期目標・中期計画の達成状況 ③第6期中期目標・中期計画 ④令和8年度計画(案) ⑤令和8事業年度予算実施計画(案)



中期目標期間における取組

<連絡協議会以外の会議>

- 「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図っている。

【連絡協議会以外の関係自治体等との主な会議と出席団体等】

- 福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議
(関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構)
→ 事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続き方法等について理解を深めてもらった。
- 地域対策協議会総代会
(福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
→ 地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。
- 福岡空港公害対策協議会との事務協議
(福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構)
→ 公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。
- 福岡空港利活用推進協議会
(福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構)
→ 福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。
- 上臼井・下臼井特別委員会
(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
→ 福岡空港整備事業の進捗状況等の情報共有を図った。
- 福岡空港増設滑走路供用開始に向けた連絡会(令和5・6年度)
(福岡国際空港(株)、福岡県、福岡市、国、機構)
→ 増設滑走路供用開始に向け、情報の共有を図った。
- 音に関する講演及び航空機騒音補償制度の説明会(音の勉強会)(令和5年度)
(福岡空港地域対策協議会、滑走路増設対策専門部会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
→ 福岡空港地域対策協議会主催のもと、航空機騒音と環境基準についての講演及び国から補償制度の説明を行う会議に出席し、航空機騒音に関する知見を深めていただいた。
- 空港周辺整備機構の事業制度について(説明会)(令和6年度)
(福岡空港地域対策協議会、滑走路増設対策専門部会、機構他)
→ 福岡空港地域対策協議会主催のもと、空港周辺整備機構が行う事業制度(住宅騒音防止対策事業、移転補償事業)の説明を行い、また質疑応答等を通じ国や機構等に対する要望の把握に努めた。



- (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ② 広報活動の充実、
③ 地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。

③ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。



中期目標期間における取組

②広報活動の充実

<財務情報等の公表>

- 各年度の財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保した。

【ホームページの主な公表内容】

- 独立行政法人通則法に基づく公表
 - 業務実績報告書
 - 自己評価調書
 - 年度評価結果の反映状況
 - 年度評価調書
 - 事業報告書及び財務諸表
 - 役職員の報酬・給与等の水準の公表
 - 年度計画
 - 独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表 等
- 各種事業
 - 空調機器更新工事における申請締切日のお知らせ
 - 空調機器更新工事における申請書類、手引き等の掲載
 - 「福岡空港周辺にお住まいの皆様へ」（事業承継予定について）掲載
 - 住宅防音工事における申請締切日と工事スケジュールのお知らせ
 - 住宅防音工事における説明パンフレットの掲載
 - 空の日イベントでの広報活動 等
 - 校外学習及び出前講座募集のご案内
- 契約関係
 - 独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
 - 環境物品等の調達を推進を図るための方針
 - 公共工事の発注見通し
 - 契約監視委員会の概要
 - 調達合理化計画
 - 契約結果の情報 等

中期目標期間における取組

<ホームページの更新>

【中期目標期間における取組】

- ホームページの内容については、利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表などの更新を行い、常に最新の情報を提供した。ホームページの改修に当たっては、Google Analytics を用いてアクセス状況の把握・分析に努め、改修の際の参考にするとともに、職員や関係者等の意見・要望を踏まえて改修を行った。

【各年度の主な取組】

■令和5年度

- 機構の概要に「基本理念、運営方針及び役職員行動指針」の掲載
- スマホ用サイトのトップ画面のレイアウト変更
- 「航空機騒音の軽減」のアイコンの変更

■令和6年度

- 出前講座案内チラシの掲載
- 移転補償事業に係る専用メールアドレスの掲載

■令和7年度

- 移転補償事業に係る申請書サンプルの掲載
- 新着情報への掲載期間の変更

【スマホ用サイトのトップ画面】





中期目標期間における取組

<自治体広報誌などへの情報掲載>

【中期目標期間における取組】

- 機構のパンフレットを作成し、関係自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。
- 福岡市及び大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布するなど事業の広報に努めた。
- 機構への情報アクセスが容易になるよう、パンフレット等の広報物全てにQRコードを記載した。

【各年度の主な取組】

■令和5・6年度

- 移転補償事業について、土地家屋実態調査データを活用して、これまでの広報活動における対象範囲を精査した。その結果、移転補償の対象となる土地のうち、申請件数が比較的多い地域であった空港北側（箱崎、筥松、社領、吉塚、郷口町、二又瀬等）、及び空港南側（大野城市仲畑）の約100世帯に対し、令和5年度に作成したチラシをより分かりやすい内容に見直した上でポスティングを実施した。

■令和7年度

- 住宅騒音防止対策事業について、大手家電量販店3店舗に制度のお知らせのチラシを設置し、広報活動を強化した。
- 移転補償事業について、申請手続きがより分かりやすくなるよう内容を整理した新しい事業案内チラシを作成した上で、継続した広報活動に取り組んだ。

【マスクケース】




<住宅防自工事を実施された住宅にお住まいの方へ>

～空調機器補助制度のご案内～

福岡空港周辺の航空機騒音指定区域内で国の制度に基づく建物の防音工事（防音サッシの取付等）や前回の更新工事で設置されたエアコン等の空調機器が、10年以上の使用により所要の機能が失われている場合に、新しい空調機器に取替えるための購入設置費用の一部を補助します。

例年の
申込期間 **5月頃～12月上旬**

※この補助制度は事前審査制で、審査内容によってはお受けできない場合があります。
※申込期限にご注意ください。

詳しくはホームページをご覧ください。
空港周辺整備機構 住宅防音事業 

<https://www.oela.or.jp/boubo/index.html>

独立行政法人
空港周辺整備機構

福岡空港周辺整備機構は、福岡空港の周辺地域において、航空機の騒音により生ずる騒音の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善を図ることを目的としております。

〒812-0013 福岡市博多区博多駅前二丁目17番5号アークビル6階

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

【横断幕】



【ポスティングしたチラシ（住宅騒音防止対策事業）】

空調機器補助制度のご案内

昭和57年3月30日以前に建てられた住宅にお住まいで、過去に航空機騒音対策として住宅防音工事を実施され、空調機器の更新(買い換え)をご検討の方へ

制度概要 (条件)

- 福岡空港周辺の航空騒音防止指定区域内で国の制度(空港周辺整備機構)による防音工事や前回の更新工事で設置した空調機器であること。
- 空調機器を設置後、機構が実施した完了検査の日から起算して10年以上経過していること。
- 当該機器に故障や不具合が生じていること。

対象の区域 | 航空騒音防止指定区域(国土交通省告示) 国土交通省告示第100号

福岡市東区	○東区 〇北区 〇南区 〇西区 〇南区
福岡市南区	〇南区 〇南区 〇南区 〇南区 〇南区
大野城市	〇南区 〇南区 〇南区 〇南区 〇南区
春日市	〇南区 〇南区 〇南区 〇南区 〇南区

事前申請

- 申請書類の提出が必要となり、審査終了後、申請者自身による購入となります。申請からの審査結果のお知らせを待てる間に工事をされた場合は申請となりませんので、ご注意ください。
- 申請書提出後、申込書へ署名捺印を入れます。
- 申請時の居住人数による更新台数の制限があります。

手紙やお問い合わせ先等の詳細は裏面をご覧ください。

住宅騒音防止工事とは

国土交通省告示第100号(航空騒音防止指定区域)に指定された区域内で、航空騒音による被害を防止し、生活環境を改善するため、航空機騒音対策の目的で実施する事業として、国土交通省の補助により実施される事業です。

防音工事や更新工事で設置された空調機器が故障したため、仮に自分で交換された空調機器や、防音工事の際に、既存のものや代用品として使用していた空調機器が故障している場合も更新工事の補助の対象となります。(防音工事や更新工事後10年以上経過している場合に限ります。)

空調機器更新工事費用補助の手続きの流れ

- 1 申請書提出
- 2 審査
- 3 申請書受理
- 4 購入
- 5 完了検査
- 6 完了検査
- 7 補助金申請
- 8 補助金受領
- 9 補助金受領

本補助事業は当該年度予算の範囲内で行いますので、受付期間中であっても受付を締め切る場合があります。住宅騒音防止工事が未実施で、ご希望があれば、お問い合わせ下さい。

申込書設置場所

- 大野城市庁(福岡県大野城市) | 当機構ホームページからも
- 春日市庁(福岡県春日市) | 申請書等をダウンロードできます。
- 国土交通省(国土交通省) | URL: <http://www.kooa.go.jp/boon/index.html>
- 国土交通省(国土交通省) | URL: <http://www.kooa.go.jp/boon/index.html>

お問い合わせ先

独立行政法人 空港周辺整備機構 (福岡県) TEL:092-472-4594 FAX:092-472-4597 E-mail:mitubo@boela-fuk.jp

【ポスティングしたチラシ(移転補償事業)】

福岡空港周辺における移転補償制度をご存知ですか?

航空機騒音対策の目的で、国土交通省の補助により実施される事業として、国土交通省の補助により実施される事業です。

移転補償制度とは?

航空機騒音対策の目的で、国土交通省の補助により実施される事業として、国土交通省の補助により実施される事業です。

移転補償の対象となる区域

福岡市東区の一部、福岡市南区の一部、大野城市の一部、春日市の一部、国土交通省の告示による指定区域です。

空港周辺整備機構とは?

国土交通省の補助により実施される事業として、国土交通省の補助により実施される事業です。

まずはお気軽にお問い合わせください!

独立行政法人 空港周辺整備機構 福岡県
福岡市東区多摩2丁目17番5号404号2F
TEL:092-472-4594
FAX:092-472-4597 / MAIL:k.fukushima@boela-fuk.jp
営業時間:9:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、年末年始を除く)

移転補償スケジュール

申請年度(前年)

- まずは空港周辺整備機構へお問合せ下さい(町会単位、移転補償の対象かどうかを決定)
- 申請(移転補償の「対象」にあり、仮移転への申請をされる場合は、土地(建物)所有者本人に、申請書提出)

翌年度(2年目)

- 申請書に基づき、空港周辺整備機構から審査

翌々年度(3年目)

- 各種調査への立会(空港周辺整備機構が実施する調査(国土)の申請書への立会)
- 移転補償契約(移転補償の「対象」にあり、仮移転への申請をされる場合は、移転補償契約を結ぶ)
- 土地の引き渡し(所有権者本人に、土地の引き渡し)
- 移転補償金受領(上記「土地の引き渡し」完了後、移転補償金が支給)

※「申請」から「移転補償金受領」に要する期間は約3年です。

中期目標期間における取組

<啓発活動の実施>

【中期目標期間における取組】

- 例年開催されている、福岡空港「空の日」のイベントに参加し、空港周辺対策への理解を深めてもらうため、機構の業務を紹介したパネル展示や、イベント来場者へのパンフレット等の配布により、機構の事業を紹介するなどの広報活動を行った。

【「空の日」イベントの様子】



<環境学習や見学の実施>

【中期目標期間における取組】

- 連絡協議会において、地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業内容やこれまでの取組について紹介し、空港周辺環境対策への理解促進を図った。
- 教育機関が行う環境学習の機会を通じて、機構の事業についての理解を深めていただくため、ホームページに校外学習や出前講座の募集案内について掲載した。

【各年度の主な取組】

■令和6年度

- 出前講座の募集については、新たに「出前講座ご案内」のチラシを作成しホームページへの掲載、「空の日」イベントでの配布を行うとともに、機構のパンフレットにも募集案内を掲載した。さらに、空港近隣の中学校、小学校に積極的な働きかけを行うため、福岡市空港対策課及び福岡市教育委員会と連携して、中学校、小学校に直接案内を行った。この結果、福岡市博多区の小学校1校から申し込みがあり4年ぶりに出前講座を実施した。実施した小学校からは、空港の現状、環境対策を学べる貴重な機会であり、児童・教師にとって有意義であったとの評価をいただくことができた。

■令和7年度

- 令和6年度に引き続き、「出前講座ご案内」のチラシを作成しホームページへの掲載を行うとともに、機構のパンフレットにも募集案内を掲載した。また、空港近隣の中学校、小学校に積極的な働きかけを行うため、福岡市空港対策課及び福岡市教育委員会と連携して、中学校、小学校に直接案内を行った。この結果、福岡市東区及び博多区の小学校計3校から申し込みがあり、令和7年11月、令和8年2月に出前講座を実施した。

【出前講座の様子】



③地域住民のニーズの把握
＜質問・意見の募集＞

- ホームページに「ご意見・お問合せ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行っているほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の受付方法を記載し、地域住民からのニーズの把握にも対応している。

【ホームページの「ご意見・お問合せ」】

航空機改良機構 | 住宅防音事業 | 移動経済事業 | 再開発整備事業 | 緑地造成事業 | 入札・契約情報

HOME > ご意見・お問合わせフォーム

ご意見・お問合わせ

空港周辺整備機構に対するご質問、お問合わせなどをお寄せください。
ご質問等は電話、FAX、お手紙でも受付しております。詳しくはこちらをご覧ください。

入力フォーム

※漢字・ひらがな・カタカナは「全角」、英数字は「半角」でご入力ください。
※ ***** は、必ずご入力ください。

お問合わせ区分 ***** ご質問 お問合わせ 苦情

お名前 ***** 姓 名

フリガナ ***** セイ メイ

ご住所 ******

年齢

性別 男性 女性

E-mail *****

▼ご意見・お問合わせ・苦情 *****



(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

中期目標・中期計画

【中期目標】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

【中期計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 引き継ぎ文書のデジタル化

ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるようにデジタル化を推進する。

② 業務の可視化パターン化の推進

運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図る。

③ 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。

中期目標期間における取組

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、以下の①～⑤の取組を実施した。

業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。（措置状況：「一部実施・実施中」）

【参考】

- 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）

＜各法人等において講ずべき措置＞

本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。

福岡空港について民間委託の進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。



中期目標期間における取組

① 承継に向けて必要となる作業工程表の作成

<承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表の作成及び全体計画策定の検討>

- 令和5年7月に承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表を策定し、「中期目標・中期計画」・「滑走路増設・騒音区域見直し」及び「機構の廃止」という全体的な流れと、個別具体的な項目として「福岡国際空港株式会社への事業承継」・「文書整理」・「備品整理」及び「編年史（仮称）の作成」という項目を設定して、今後のスケジュールを明確化した。
- 令和6年5月に機構廃止WGを立ち上げ、承継及び廃止に向けた課題等の洗い出し作業を行い作業工程表の見直しを進めるとともに、福岡国際空港株式会社との承継に向けた本格的な協議開始も見据え、「機構廃止に向けた全体計画」の策定に着手した。
- 令和7年度においては、承継及び廃止に向けた課題等の洗い出し作業を行い作業工程表の見直しを進めるとともに、福岡国際空港株式会社との承継に向けた本格的な協議開始も見据え、「機構廃止に向けた全体計画」の策定に向けた検討を進めた。6月には当機構だけでは解決できない課題や検討事項をまとめ、国（航空局）に照会事項を送付するなどさらなる取組を実施しており、当該回答も踏まえ、「作業工程表」の見直しと「機構廃止に向けた全体計画」案を作成した。

② 引き継ぎ文書のデジタル化

<法人文書デジタル化推進計画の取組>

- 令和5年度に法人文書デジタル化推進計画を策定し、以下の具体的な計画の内容を定め、取り組んだ。
 - ✓ 電子媒体の文書保存のルールを策定すること
 - ✓ 職員ごとに電子化の日を設定し、PDF作業に専念すること
 - ✓ 電子化契約（派遣スタッフ・業務委託）により文書保管庫の電子化を促進すること
 - ✓ 電子決裁の運用を図ること
- 令和6年度は、4月に職員ごとに電子化作業に専念する「電子化の日」を設けるとともに、10月からは電子化作業に専従する派遣職員による法人文書の電子化に取り組んだ。
- 令和7年度は、令和6年度に引き続き4月に職員ごとに電子化作業に専念する「電子化の日」を設けるとともに、10月からは電子化業務委託契約を発注し、図面の電子化を行うなどさらなる法人文書の電子化に取り組んだ。

<データの体系化>

- 電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、法人文書ファイル保存要領に共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）などの文書保存の方法を定め、データを体系的に管理できるように取り組んだ。
- また、電子媒体の保存を推進するため、グループウェア（サイボウズ）のワークフロー機能を用いた電子決裁を行うことができるよう法人文書取扱規程を改正するとともに、システム構築を行い、電子決裁システムの活用によるペーパーレス化の推進にも取り組んだ。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

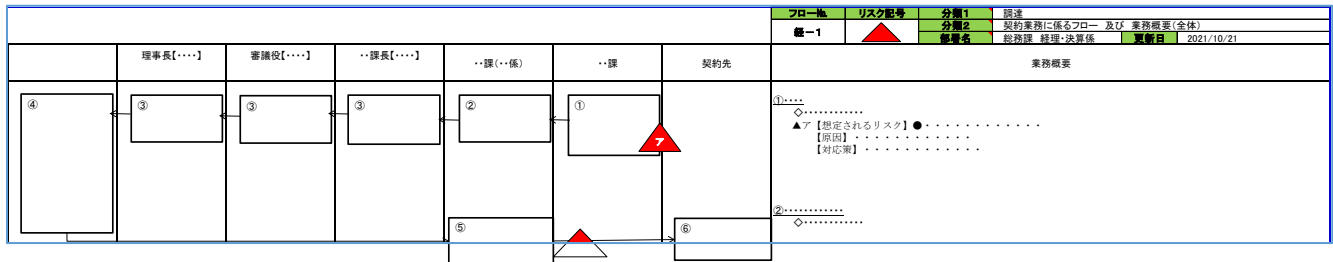
③ 業務の可視化パターン化の推進

＜業務フローチャート等の作成＞

- 業務フローチャート及びリスク管理表をもとに運営権者への事業説明資料を作成することで円滑な事業承継を行う予定。

業務フローチャート及びリスク管理表の作成及び定期的な再点検を行うとともに、内部監査等において指摘・提案のあった内容等も踏まえた見直しを行った。

【業務フローチャート】



【リスク管理表】

独立行政法人空港周辺整備機構 リスク管理表（総務・経理）

令和●年●月●日

分類名	リスク項目	内容	リスクレベル				リスク発生時に想定される事象	想定されるリスク発生原因	リスクに対する基本方針	リスクに対する具体的な対策	備考
			影響度 (A)	発生頻度 (B)	顕著性 (C)	リスク評価点 (D)=(B)×(C)					
労務	職員の不祥事	情報漏洩	5	1	3	4	20	

④ 研修員の受入れ

＜機構の業務の習熟＞

- 平成 31 年 4 月から福岡空港運営権者より研修員 1 名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始しており、住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業、緑地造成事業及び移転補償事業について実務研修 (OJT) を行った。
- 機構廃止 WG において福岡空港運営権者への環境対策事業承継及び機構廃止に向けた取組に参加させた他、主務省庁や関係自治体等との業務調整、研修会等にも積極的に参加させた。

⑤ その他の取組

＜運営権者との調整＞

- 令和 6・7 年度に福岡空港運営権者との意見交換の場を設け、機構の業務内容について説明を行うとともに、事業承継に向けた今後の課題等について情報共有を行った。今後も令和 9 年度以降の本格協議を見据え、計画的に情報交換を行っていくこととしている。

[参考：独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）]

➤ 各法人等において講ずべき措置

本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。

福岡空港について民間委託の進め方については、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。



(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等のまとめをデジタル化して記録に残すこと。

また、次期中期目標期間に機構の成果のまとめを公表できるように準備を進めること。

【中期計画】

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等をまとめた事業の成果（レポート）をデジタル化して作成を進めるとともに、廃止を迎える次期中期目標期間に向けて「編年史」や「機構の歩み」のような記録を残す準備を行う。

中期目標期間における取組

<機構の業務のノウハウや実績、教訓等の取組の編纂>

【中期目標期間における取組】

- 第5期中期目標における業務運営に関する重要事項を踏まえ、機構がこれまでの長い歴史の中で培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等について、機構廃止後もその成果を後世に引継ぎ有効活用することを目的として、機構のこれまでの取組をまとめた編年史を編纂するため、「独立行政法人空港周辺整備機構の歩み編纂委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、編纂に必要な原稿作成や貴重な資料収集に取り組んだ。

【各年度の主な取組】

■令和5年度

- 令和5年度中に計2回（第1回～第2回）の委員会を開催し、実施体制やスケジュールの決定、資料収集・整理を行うとともに、構成案の検討など編纂に向けた作業に取り組んだ。

■令和6年度

- 令和6年度中に計2回（第3回～第4回）の委員会を開催し、編纂作業の進捗状況や今後のスケジュールについて認識の共有を図った。

■令和7年度

- 令和7年度中に計4回（第5回～第8回）の委員会を開催し、委員会での審議を踏まえ、編年史作成の基礎となる事業の成果（レポート）を確定させた。事業の成果（レポート）の作成に当たっては、生成AIを活用することで、業務時間の大幅な短縮につながった。



(6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途

中期目標・中期計画

【中期目標】

(6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途

騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。

【年度計画】

(6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途

騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。

中期目標期間における取組

特になし。